

## 水質汚濁に係る環境基準、要監視項目及び指針値

資料 6－1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	ふつ素	0.8 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）の別表1の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 海域については「ふつ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。

(注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資 6－2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (p H)	生物化学的酸素 要求量(B O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-
D	工業用水 2 級・農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-
E	工業用水 3 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	-

(注 1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目( $n$  は日間平均値のデータ数)のデータ値( $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

(注 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

(注 3) 水道 1 級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

(注 4) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

(注 5) 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注 6) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注 7) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注 8) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注 9) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

(注 10) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホ酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下

(注) 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

## 資 6－3 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (C O D)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下	検出されないこと
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	-	-

(注1) 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

(注2) 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注3) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注4) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

(注5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/l以下	0.09mg/l以下

- (注1) 基準値は、年間平均値とする。
- (注2) 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注3) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- (注4) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- (注5) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下	0.001mg/l以下	0.01mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下	0.0007mg/l以下	0.006mg/l以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値	
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域 又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/l以上	
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/l以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、 再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する 水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l以上	

(注1) 基準値は、日間平均値とする。

(注2) 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

#### 資料6－4 公用用水域の要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公用用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、要監視項目及び指針値が設定されている。

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	クロルニトロフェン (CNP)	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	トルエン	0.6 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	キシレン	0.4 mg/ℓ以下
イソキサチオノン	0.008 mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	ニッケル	-
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下	モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下	ウラン	0.002 mg/ℓ以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/ℓ以下 (暫定)
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下		

(注) PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

資 6－5 公用用水域の要監視項目及び指針値（水生生物の保全に係る項目）

生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公用用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、要監視項目及び指針値が設定されている。

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	淡水域	生物A	0.7 mg/ℓ 以下
		生物特A	0.006 mg/ℓ 以下
		生物B	3 mg/ℓ 以下
	海水域	生物特B	3 mg/ℓ 以下
		生物A	0.8 mg/ℓ 以下
		生物特A	0.8 mg/ℓ 以下
フェノール	淡水域	生物A	0.05 mg/ℓ 以下
		生物特A	0.01 mg/ℓ 以下
		生物B	0.08 mg/ℓ 以下
		生物特B	0.01 mg/ℓ 以下
	海水域	生物A	2 mg/ℓ 以下
		生物特A	0.2 mg/ℓ 以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物A	1 mg/ℓ 以下
		生物特A	1 mg/ℓ 以下
		生物B	1 mg/ℓ 以下
		生物特B	1 mg/ℓ 以下
	海水域	生物A	0.3 mg/ℓ 以下
		生物特A	0.03 mg/ℓ 以下
4-t-オクチルフェノール	淡水域	生物A	0.001 mg/ℓ 以下
		生物特A	0.0007 mg/ℓ 以下
		生物B	0.004 mg/ℓ 以下
		生物特B	0.003 mg/ℓ 以下
	海水域	生物A	0.0009 mg/ℓ 以下
		生物特A	0.0004 mg/ℓ 以下
アニリン	淡水域	生物A	0.02 mg/ℓ 以下
		生物特A	0.02 mg/ℓ 以下
		生物B	0.02 mg/ℓ 以下
		生物特B	0.02 mg/ℓ 以下
	海水域	生物A	0.1 mg/ℓ 以下
		生物特A	0.1 mg/ℓ 以下
2, 4-ジクロロフェノール	淡水域	生物A	0.03 mg/ℓ 以下
		生物特A	0.003 mg/ℓ 以下
		生物B	0.03 mg/ℓ 以下
		生物特B	0.02 mg/ℓ 以下
	海水域	生物A	0.02 mg/ℓ 以下
		生物特A	0.01 mg/ℓ 以下

(注) 類型の欄中の記号について、淡水域は資 6-2 イ、海水域は資 6-3 ウ に記載する類型を参照。

資6－6 河川の環境基準設定状況

河川	概要	水域の名称	範囲	水域類型	達成期間	環境基準点
大分川	由布岳に源を発し、本市の中心部を貫流する一級河川であり、七瀬川、賀来川等の中小河川を支川とし、裏川を分派して別府湾に流入している。市民の重要な水道水源であり、市民生活に最も直結した河川である。	大分川上流	小野鶴橋より上流 (流入する支川を含む。)	A	イ	天神橋 (由布市)
		大分川中流	小野鶴橋から 府内大橋まで (流入する支川を含む。)	A	ロ	府内大橋
		大分川下流	府内大橋より下流 (流入する支川を含む。)	B	ハ	弁天大橋 広瀬橋
大野川	祖母山系に源を発し、大分臨海工業地帯の中央を貫流する県下最大の一級河川である。市域内に流入後、乙津川を分派して別府湾に流入している。臨海工業地帯への工業用水の供給源として、さらに上水道や農業用水の水源として利用されている。	大野川上流	筒井大橋より上流 (流入する支川を含む。)	A	イ	犬飼 (豊後大野市)
		大野川下流	筒井大橋より下流 (流入する支川を含む。)	A	ロ	白滝橋 鶴崎橋
乙津川	大野川の派川で、鶴崎地区を貫流し別府湾に流入している。自流量が少なく、以前は生活排水や事業場排水による水質悪化が見られたが、排水規制の強化や、大野川からの導水により、水質が改善されている。	乙津川	原川を除く全域	A	イ	海原橋
原川	本市中央北部を貫流する一級河川で、高尾山北側を水源とし、乙津泊地に流入する典型的な都市内河川である。	原川	全域	C	ロ	日岡橋
住吉川	大分市街地を貫流し別府湾へ流入する二級河川で、特段の水利用はされていない。水源域の宅地開発等により自流量が減少し、生活排水による汚濁が見られたが、下水道整備の促進により、水質が改善している。	住吉川	全域 (流入する支川を含む。)	C	イ	新川橋
祓川	本市の西大分地区を貫流し別府湾に流入する二級河川で、農業用水等に利用されている。	祓川	全域	B	ハ	御幸橋
丹生川	本市の東部を貫流し別府湾に流入している二級河川で、農業用水等に利用されている。	丹生川上流	松本橋より上流 (支川を除く。)	A	イ	丹生橋
		丹生川下流	松本橋より下流 (支川を除く。)	B	ロ	王ノ瀬橋

(注1) 水域類型の欄中の記号について、資6-2 アに記載する類型を参照。

(注2) 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

資 6－7 河川の水生生物の保全に係る環境基準設定状況

河川	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	環境基準点
大分川	大分川	全域	生物B	イ	天神橋（由布市） 府内大橋 弁天大橋
	裏川	全域	生物B	イ	裏川橋
	寒田川	全域	生物B	イ	平田橋
	七瀬川上流	出合橋より上流	生物A	イ	出合橋
	七瀬川下流	出合橋より下流	生物B	イ	光吉
	尼ヶ瀬川	全域	生物B	イ	尼ヶ瀬樋門
	賀来川	全域	生物B	イ	賀来橋
大野川	大野川	白水ダム（竹田市） より下流	生物B	イ	白滝橋 鶴崎橋
	判田川	全域	生物B	イ	八地蔵橋
乙津川	乙津川	全域	生物B	イ	海原橋
原川	原川	全域	生物B	イ	日岡橋
祓川	祓川	全域	生物B	イ	御幸橋
住吉川	住吉川	鳥越橋より下流	生物B	イ	新川橋
丹生川	丹生川	全域	生物B	イ	丹生橋 王ノ瀬橋
	尾田川	堤原橋より下流	生物B	イ	落合橋

(注1) 水域類型の欄中の記号について、資 6-2 イ に記載する類型を参照。

(注2) 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

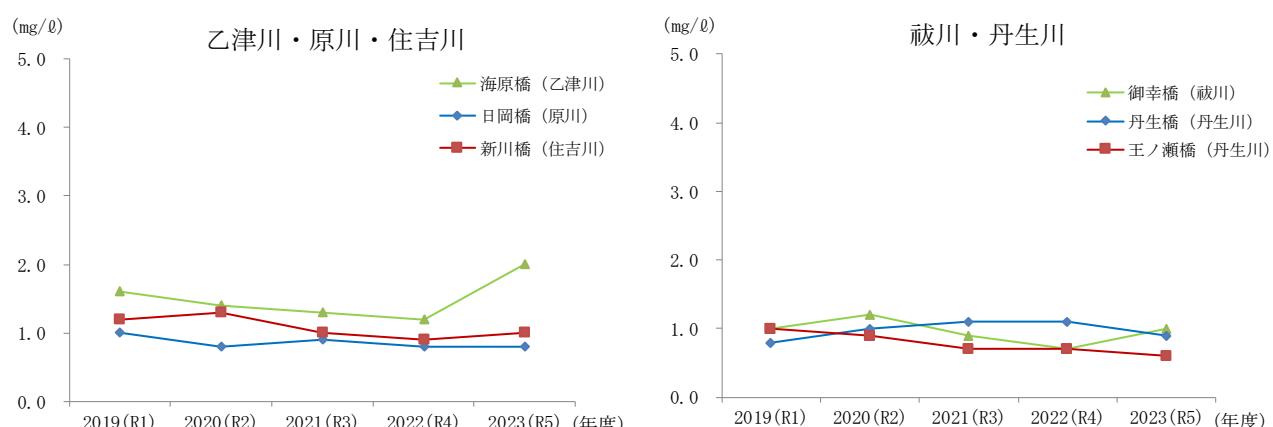
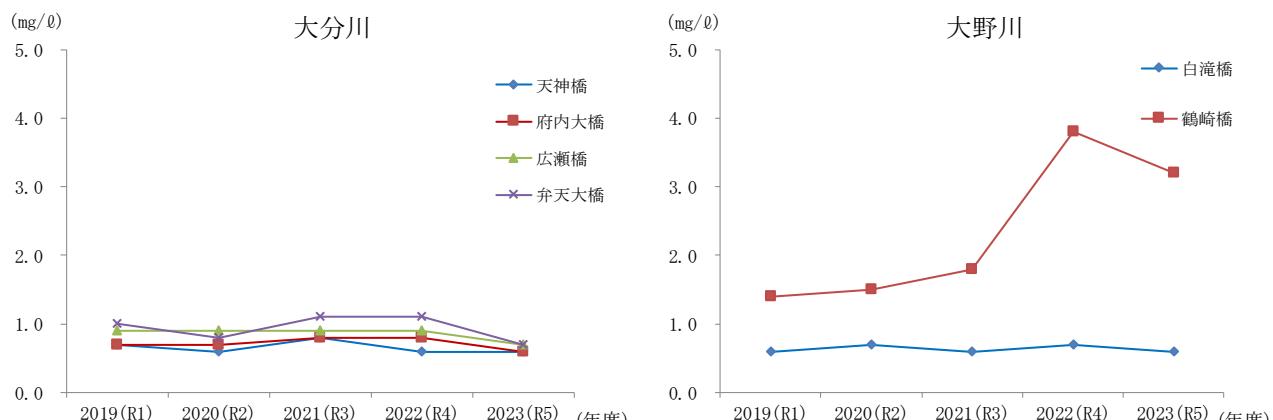
「イ」は直ちに達成

資料6－8 河川の環境基準点における経年変化

水域名	類型	定点名	BOD75%水質値 (mg/ℓ)					
			2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
大分川上流	A	天神橋	0.7	○	0.7	○	0.8	○
大分川中流	A	府内大橋	0.6	○	0.8	○	0.7	○
大分川下流	B	広瀬橋	0.9	○	1.0	○	1.0	○
		弁天大橋	0.9	○	0.9	○	1.3	○
大野川下流	A	白滝橋	0.5	○	0.7	○	0.7	×
		鶴崎橋	1.4	○	1.9	○	2.6	2.7
乙津川	A	海原橋	1.2	○	1.5	○	1.6	○
原川	C	日岡橋	0.8	○	0.9	○	1.0	○
住吉川	C	新川橋	1.2	○	1.4	○	1.0	○
祓川	B	御幸橋	1.1	○	1.4	○	1.0	○
丹生川上流	A	丹生橋	0.9	○	1.2	○	1.2	○
丹生川下流	B	王ノ瀬橋	0.6	○	0.9	○	0.8	○

(注) 環境基準 (BOD) [A 類型 : 2mg/ℓ以下、B 類型 : 3mg/ℓ以下、C 類型 : 5mg/ℓ以下]

資料6－9 河川の環境基準点におけるBOD年平均値の経年変化



資6-10 河川地点別水質測定結果

水系名		大分川														
水域名		大分川上流				大分川				賀来川		尼ヶ瀬川		七瀬川		
河川名		天神橋		小野鶴橋		明礪橋		府内大橋		賀来橋		尼ヶ瀬橋門		平野橋		
地点名		A		A		A		A		A		A		A		
測定項目		結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	
生活環境項目	p H	最小～最大	7.9～8.6	1/12	7.9～8.2	0/12	7.8～8.0	0/4	7.7～8.1	0/12	7.8～8.6	1/13	7.5～7.9	0/6	7.9～8.1	0/6
	D O (mg/l)	最小～最大	8.7～12	0/12	9.3～12	0/12	8.1～11	0/4	7.9～11	0/12	9.2～12	0/13	7.1～10	2/6	8.9～11	0/6
	B O D (mg/l)	平均	10		10		9.6		9.6		11		8.0		10	
	S S (mg/l)	最小～最大	<0.5～0.8	0/12	<0.5～1.0	0/12	<0.5～0.8	0/4	<0.5～1.0	0/12	<0.5～1.4	0/13	1.6～15	3/6	<0.5～0.7	0/6
		平均	0.6		0.6		0.7		0.6		0.8		4.4		0.5	
		75%水質値	0.7		0.6		0.8		0.6		0.9		3.4		0.5	
		最小～最大	1～5	0/12	1～5	0/12	2～5	0/4	2～5	0/12	<1～7	0/13	2～21	0/6	1～6	0/6
		平均	3		3		4		4		3		6		3	
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	最小～最大	36～500	1/12	20～200	0/12			38～180	0/4	34～520	3/13	640～4000	6/6	36～100	0/6
		平均	140		96				110		220		1900		60	
健康項目	全窒素 (mg/l)	90%水質値	190		180				180		370		4000		100	
	全窒素 (mg/l)	最小～最大	0.47～0.64	-/6	0.48～0.73	-/6	0.61～0.75	-/4	0.51～0.83	-/12	0.58～1.3	-/7	2.0～7.0	-/6	0.50～1.1	-/6
		平均	0.54		0.58		0.66		0.66		0.90		3.4		0.74	
	全燐 (mg/l)	最小～最大	0.035～0.067	-/6	0.033～0.074	-/6	0.041～0.085	-/4	0.038～0.084	-/12	0.049～0.14	-/7	0.33～0.91	-/6	0.025～0.052	-/6
		平均	0.055		0.049		0.065		0.056		0.12		0.50		0.034	
	カドミウム (mg/l)	<0.0003	0/2						<0.0003	0/1	<0.0003	0/2				
	全ジアン (mg/l)	<0.1	0/2						<0.1	0/1	<0.1	0/2				
	鉛 (mg/l)	<0.001	0/2						<0.005	0/2	<0.001	0/2				
	六価クロム (mg/l)	<0.01	0/2						<0.01	0/1	<0.01	0/2				
	砒素 (mg/l)	0.001	0/2						<0.005	0/2	0.0015	0/2				
要監視項目	総水銀 (mg/l)	<0.0005	0/2						<0.0005	0/1	<0.0005	0/2				
	P C B (mg/l)	<0.0005	0/2						<0.0005	0/1	<0.0005	0/2				
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	0/2						<0.002	0/1	<0.002	0/2				
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	0/2						<0.0002	0/1	<0.0002	0/2				
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	0/2						<0.0004	0/1	<0.0004	0/2				
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.01	0/2						<0.01	0/1	<0.01	0/2				
	ジメチル-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	0/2						<0.004	0/1	<0.002	0/2				
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	0/2						<0.1	0/1	<0.001	0/2				
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	0/2						<0.0006	0/1	<0.0006	0/2				
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	0/2						<0.001	0/1	<0.001	0/2				
その他	テトラクロロチレン (mg/l)	<0.001	0/2						<0.001	0/1	<0.001	0/2				
	1,3-ジクロロブロベン (mg/l)	<0.0002	0/2						<0.0002	0/1	<0.0002	0/2				
	チウラム (mg/l)	<0.0006	0/2						<0.0006	0/1	<0.0006	0/2				
	シマジン (mg/l)	<0.0003	0/2						<0.0003	0/1	<0.0003	0/2				
	チオヘンカケラ (mg/l)	<0.002	0/2						<0.002	0/1	<0.002	0/2				
	ベンゼン (mg/l)	<0.001	0/2						<0.001	0/1	<0.001	0/2				
	セレン (mg/l)	<0.002	0/2						<0.002	0/1	<0.002	0/2				
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.45	0/2						0.53	0/4	0.6	0/2				
	ふつ素 (mg/l)	0.11	0/2						0.085	0/2	0.12	0/2				
	ほう素 (mg/l)	0.1	0/2						0.1	0/2	<0.1	0/2				
要監視項目	1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	0/2						<0.005	0/1	<0.005	0/2				
	クロロホルム (mg/l)	<0.006	0/2						<0.006							
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	0/2						<0.002							
	1,2-ジクロロブロベン (mg/l)	<0.006	0/2						<0.006							
	p-ジクロロベンゼン (mg/l)	<0.02	0/2						<0.02							
	イキサオノ (mg/l)	<0.0008	0/2						<0.0008	0/1	<0.0008	0/2				
	ダ'イジ'ノ (mg/l)	<0.0005	0/2						<0.0005	0/1	<0.0005	0/2				
	フニトロオゾン (M E P)	<0.0003	0/2						<0.0003	0/1	<0.0003	0/2				
	イソブロチオラン (mg/l)	<0.004	0/2						<0.004	0/1	<0.004	0/2				
	オキシン銅 (有機銅) (mg/l)	<0.004	0/2						<0.004	0/1	<0.004	0/2				
その他	クロロタニール (T P N) (mg/l)	<0.005	0/2						<0.005	0/1	<0.005	0/2				
	ブロピ"ミ"	<0.0008	0/2						<0.0008	0/1	<0.0008	0/2				
	E P N (mg/l)	<0.0006	0/2						<0.0006	0/1	<0.0006	0/2				
	ジクロロホス (D D V P) (mg/l)	<0.0008	0/2						<0.0008	0/1	<0.0008	0/2				
	フェノ"カブ" (B P M C) (mg/l)	<0.003	0/2						<0.003	0/1	<0.003	0/2				
	イブロ"ホス (I B P) (mg/l)	<0.0008	0/2						<0.0008	0/1	<0.0008	0/2				
	クロロニオラン (C N P) (mg/l)	<0.0001	-/2						<0.0001	-/2						
	トルエン (mg/l)	<0.06	0/2						<0.06							
	キシレン (mg/l)	<0.04	0/2						<0.04							
	フルオロジエチルヘキシル (D O P) (mg/l)	<0.006	0/2						<0.006	0/1	<0.006	0/2				
	ニッケル (mg/l)	<0.005	-/2						<0.001	-/1	<0.005	-/2				
	モリブデン (mg/l)	<0.007	0/2						<0.007	0/1	<0.007	0/2				
	アンチモン (mg/l)	<0.002	0/2						<0.002	0/1	<0.002	0/2				
	塩化ビニルモノマー (mg/l)	<0.0002	0/2						<0.0002							
	エピクロロヒドリン (mg/l)	<0.00004	0/2						<0.00004							
	全マンガン (mg/l)	0.02	0/2						<0.02							
	ウラン (mg/l)	<0.0002	0/2						<0.0002							
	P F O S 及びP F O A (ng/l)															
	銅 (mg/l)	<0.01	-/1						<0.01	-/1						
	溶解性鉄 (mg/l)	<0.05	-/1						0.08	-/1						
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.05	-/1						<0.05	-/1						
	クロム (mg/l)	<0.05	-/1						<0.05	-/1						
	MBAS (mg/l)								<0.05	-/2			<0.05	-/1		

(注)

類型欄の○印は環境基準点、印のないものは補助地点、-印は類型指定がされていない地点を示す。

m : 環境基準値又は要監視項目指針値を超えた検体数 (「-」は環境基準値又は指針値が設定されていないもの)

n : 総検体数

※平均値の計算に当たっては、有効数字2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

水系名		大分川															
水城名		大分川中流						大分川下流									
河川名		七瀬川						大分川									
地点名		胡麻鶴橋		出合橋		光吉		広瀬橋		滝尾橋		弁天大橋					
類型		A		A		A		(B)		B		(B)					
測定項目		結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n				
生活環境項目	p H	最小～最大	7.8～7.9	0/12				7.8～8.2	0/4	7.7～8.0	0/12	7.6～7.9	0/12	7.6～8.2	0/6		
	D O (mg/l)	最小～最大	8.3～11	0/12				8.0～10	0/4	7.8～11	0/12	7.5～11	0/12	5.7～9.4	0/12	8.4～13	0/6
	B O D (mg/l)	平均	9.6					9.5		9.3		8.0		10			
		最小～最大	<0.5～0.8	0/12				<0.5～0.7	0/4	<0.5～1.2	0/12	<0.5～1.2	0/12	<0.5～1.1	0/12	<0.5～1.3	0/6
		平均	0.6					0.6		0.7		0.7		0.7			
		75%水質値	0.5					0.5		0.8		0.7		0.7			
	S S (mg/l)	最小～最大	<1～4	0/12				2～4	0/4	2～6	0/12	1～18	0/12	2～6	0/12	<1～5	0/6
		平均	2					3		4		4		3		2	
	大腸菌数 (CFU/100m l)	最小～最大	18～190	0/12						8～34	0/4	15～540	0/12	14～42	0/4	120～8600	1/6
		平均	85							23		160		25		1700	
健康項目		90%水質値	140							34		380		42		8600	
	全窒素 (mg/l)	最小～最大	0.52～0.89	-/6				0.50～1.1	-/4	0.77～1.5	-/12	0.67～1.0	-/6	0.49～0.91	-/12	0.54～1.4	-/6
		平均	0.74					0.78		1.1		0.82		0.64		0.82	
	全燐 (mg/l)	最小～最大	0.025～0.059	-/6				0.028～0.058	-/4	0.040～0.10	-/12	0.059～0.080	-/6	0.043～0.088	-/12	0.048～0.076	-/6
		平均	0.042					0.043		0.072		0.069		0.060		0.061	
	カドミウム (mg/l)	<0.0003	0/1									<0.0003	0/1	<0.0003	0/1		
	全ジアン (mg/l)	<0.1	0/1									<0.1	0/1	<0.1	0/1		
	鉛 (mg/l)	<0.001	0/1									0.001	0/1	<0.005	0/2		
	六価クロム (mg/l)	<0.01	0/1									<0.01	0/1	<0.01	0/1		
	砒素 (mg/l)	0.001	0/1									0.002	0/1	<0.005	0/2		
要監視項目	総水銀 (mg/l)	<0.0005	0/1									<0.0005	0/1	<0.0005	0/1		
	P C B (mg/l)	<0.0005	0/1									<0.0005	0/1	<0.0005	0/1		
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	0/1									<0.002	0/1	<0.002	0/1		
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	0/1									<0.0002	0/1	<0.0002	0/1		
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	0/1									<0.0004	0/1	<0.0004	0/1		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.01	0/1									<0.01	0/1	<0.01	0/1		
	シース-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	0/1									<0.002	0/1	<0.004	0/1		
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	0/1									<0.001	0/1	<0.1	0/1		
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	0/1									<0.0006	0/1	<0.0006	0/1		
	トリクロロエレン (mg/l)	<0.001	0/1									<0.001	0/1	<0.001	0/1		
その他	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	0/1									<0.001	0/1	<0.001	0/1		
	1,3-ジクロロブロベン (mg/l)	<0.0002	0/1									<0.0002	0/1	<0.0002	0/1		
	チウラム (mg/l)	<0.0006	0/1									<0.0006	0/1	<0.0006	0/1		
	シマジン (mg/l)	<0.0003	0/1									<0.0003	0/1	<0.0003	0/1		
	チオヘンカルブ (mg/l)	<0.002	0/1									<0.002	0/1	<0.002	0/1		
	ベンゼン (mg/l)	<0.001	0/1									<0.001	0/1	<0.001	0/1		
	セレン (mg/l)	<0.002	0/1									<0.002	0/1	<0.002	0/1		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.9	0/1							0.62	0/4	0.5	0/1	0.34	0/4		
	ふつ素 (mg/l)	0.13	0/1														
	ほう素 (mg/l)	0.1	0/1														
P F O S 及び P F O A	1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	0/1									<0.005	0/1				
	クロロホルム (mg/l)	<0.006	0/1	<0.006	0/1							<0.006	0/1		<0.006	0/1	
	トライス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	0/1									<0.002	0/1				
	1,2-ジクロロブロベン (mg/l)	<0.006	0/1									<0.006	0/1				
	p-ジクロロブロベンゼン (mg/l)	<0.02	0/1									<0.02	0/1				
	イキオキチオノ	<0.0008	0/1									<0.0008	0/1				
	ターアイジン	<0.0005	0/1									<0.0005	0/1				
	フニコチオノ (M E P )	<0.0003	0/1									<0.0003	0/1				
	イソブロモオラン (mg/l)	<0.004	0/1									<0.004	0/1				
	オキシシン銅 (有機銅) (T P N)	<0.004	0/1									<0.004	0/1				
その他	クロロタロニル (T P N)	<0.005	0/1									<0.005	0/1				
	ブロビンズ・ヒドロ (mg/l)	<0.0008	0/1									<0.0008	0/1				
	E P N (mg/l)	<0.0006	0/1									<0.0006	0/1				
	ジクロロボル (D D V P ) (mg/l)	<0.0008	0/1									<0.0008	0/1				
	フェノアカブ (B P M C ) (mg/l)	<0.003	0/1									<0.003	0/1				
	イソブロビンホス (I B P ) (mg/l)	<0.0008	0/1									<0.0008	0/1				
	クロロニトロベンゼン (C N P ) (mg/l)	<0.0001	-/1									<0.0001	-/1				
	トルエン (mg/l)	<0.06	0/1									<0.06	0/1				
	ギシレン (mg/l)	<0.04	0/1									<0.04	0/1				
	フルオロジエチルヘキシル (D O P ) (mg/l)	<0.006	0/1									<0.006	0/1				
その他	ニッケル (mg/l)	<0.005	-/1									<0.005	-/1				
	モリブデン (mg/l)	<0.007	0/1									<0.007	0/1				
	アンチチモン (mg/l)	<0.002	0/1									<0.002	0/1				
	塩化ビニルモノマー (mg/l)	<0.0002	0/1									<0.0002	0/1				
	エビクロロヒドリン (mg/l)	<0.00004	0/1									<0.00004	0/1				
その他	全マンガン (mg/l)	<0.02	0/1									<0.02	0/1				
	ウラン (mg/l)	0.0002	0/1														
	P F O S 及び P F O A (ng/l)													<5	0/1		
	銅 (mg/l)	<0.01	-/1									<0.01	-/1				
その他	溶解性鉄 (mg/l)	<0.05	-/1									<0.05	-/1				
	溶解性マンガン (mg/l)	<0.05	-/1									<0.05	-/1				
	クロム (mg/l)	<0.05	-/1									<0.05	-/1				
その他	MBAS (mg/l)																

(注)

類型欄の○印は環境基準点、印のないものは補助地点、-印は類型指定がされていない地点を示す。

m : 環境基準値又は要監視項目指針値を超えた検体数（「-」は環境基準値又は指針値が設定されていないもの）

n : 総検体数

※平均値の計算に当たっては、有効数字2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

水系名		大分川		大野川								大野川		
水域名		大分川下流		大野川下流								乙津川		
河川名		裏川		大野川								判田川		
地点名		裏川橋		白滝橋		川添橋		鶴崎橋		家島		八地藏橋		
類型		-		Ⓐ		A		Ⓑ		A		A		
測定項目		結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	
生活環境項目	p H	最小～最大	7.3～7.7	-/6	7.8～8.1	0/12	7.4～7.9	0/12	7.7～8.1	0/12	7.7～8.0	0/4	7.8～8.1	0/4
	D O (mg/l)	最小～最大	4.2～7.9	-/6	7.5～11	0/12	7.1～11	1/12	5.6～9.4	3/12	7.3～9.2	1/4	8.0～11	0/4
	B O D (mg/l)	平均	6.1		9.3		9.2		8.0		8.5		9.5	
	75%水質値	最小～最大	<0.5～0.7	-/6	<0.5～0.7	0/12	<0.5～1.4	0/12	0.5～13	5/12	0.5～0.9	0/4	<0.5～0.6	0/4
	S S (mg/l)	平均	0.6		0.6		0.8		3.2		0.7		0.6	
	75%水質値	最小～最大	0.6		0.6		1.0		2.6		0.8		0.6	
	大腸菌数 (CFU/100m l)	最小～最大	3～10	-/6	2～8	0/12	1～9	0/12	2～10	0/12	1～3	0/4	1～17	0/4
	全窒素 (mg/l)	平均	5		4		3		5		2		6	
	全燐 (mg/l)	最小～最大	170～2200	-/6	14～67	0/4	8～150	0/12	8～92	0/4			60～360	1/4
	平均	1200			37		55		34				220	
	90%水質値	2200			67		140		92				360	
	全素	最小～最大	0.63～1.9	-/6	0.85～1.3	-/12	0.83～1.1	-/6	0.40～0.99	-/12	0.55～0.96	-/4	0.36～0.83	-/4
	平均	1.2			1.0		0.99		0.65		0.82		0.59	
	全燐	最小～最大	0.14～0.30	-/6	0.034～0.074	-/12	0.031～0.061	-/6	0.027～0.079	-/12	0.021～0.054	-/4	0.033～0.10	-/4
	平均	0.19			0.052		0.047		0.046		0.036		0.055	
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003	0/2	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1			
	全シアン (mg/l)	<0.1	0/2	<0.1	0/1	<0.1	0/1	<0.1	0/1	<0.1	0/1			
	鉛 (mg/l)	0.001	0/2	<0.005	0/1	0.001	0/1	<0.005	0/1					
	六価クロム (mg/l)	<0.01	0/2	<0.01	0/1	<0.01	0/1	<0.01	0/1	<0.01	0/1			
	砒素 (mg/l)	0.001	0/2	<0.005	0/2	0.001	0/1	<0.005	0/2					
	緑水銀 (mg/l)	<0.0005	0/2	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1			
	P C B (mg/l)	<0.0005	0/2	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1			
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	0/2	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/1			
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1			
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	0/2	<0.0004	0/1	<0.0004	0/1	<0.0004	0/1	<0.0004	0/1			
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.01	0/2	<0.01	0/1	<0.01	0/1	<0.01	0/1	<0.01	0/1			
	ジス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	0/2	<0.004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	0/2	<0.1	0/1	<0.001	0/1	<0.1	0/1	<0.1	0/1			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	0/2	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1			
要監視項目	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	0/2	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1			
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	0/2	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1			
	1,3-ジクロロブロベンソン (mg/l)	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1			
	チウラム (mg/l)	<0.0006	0/2	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1			
	シマジン (mg/l)	<0.0003	0/2	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1			
	チオジンカルバ (mg/l)	<0.002	0/2	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/1			
	ベンゼン (mg/l)	<0.001	0/2	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1			
	セレン (mg/l)	<0.002	0/2	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/1			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.75	0/2	0.93	0/4	0.9	0/1	0.40	0/4	0.65	0/4			
	ふつ素 (mg/l)			0.085	0/2								0.64	
	ほう素 (mg/l)			<0.1	0/2								2/12	
	1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	0/2	<0.005	0/1	<0.005	0/1							
その他	クロロホルム (mg/l)	<0.006	0/2			<0.006	0/1					<0.006	0/1	
	トライス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	0/2			<0.002	0/1							
	1,2-ジクロロブロベンソン (mg/l)	<0.006	0/2			<0.006	0/1							
	p-ジクロロベンゼン (mg/l)	<0.02	0/2			<0.02	0/1							
	イキサボン (mg/l)	<0.0008	0/2	<0.0008	0/1	<0.0008	0/1							
	ターアジアソニン (mg/l)	<0.0005	0/2	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1							
	フェニトチネ（M E P） (mg/l)	<0.0003	0/2	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1							
	イソブロチオ (mg/l)	<0.004	0/2	<0.004	0/1	<0.004	0/1							
	オキシン銅（有機銅） (mg/l)	<0.004	0/2	<0.004	0/1	<0.004	0/1							
	クロロタニル（T P N） (mg/l)	<0.005	0/2	<0.005	0/1	<0.005	0/1							
	ブロビング (mg/l)	<0.0008	0/2	<0.0008	0/1	<0.0008	0/1							
	E P N (mg/l)	<0.0006	0/2	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1							
	ジクロロホス（D D V P） (mg/l)	<0.0008	0/2	<0.0008	0/1	<0.0008	0/1							
	フェノカルバ（B P M C） (mg/l)	<0.003	0/2	<0.003	0/1	<0.003	0/1							
	イソブロチオホス（I B P） (mg/l)	<0.0008	0/2	<0.0008	0/1	<0.0008	0/1							
	クロニトロフェン（C N P） (mg/l)	<0.0001	-/2			<0.0001	-/1							
	トルエン (mg/l)	<0.06	0/2			<0.06	0/1							
	キシリレン (mg/l)	<0.04	0/2			<0.04	0/1							
	フルオロジチルヘキシル（D O P） (mg/l)	<0.006	0/2	<0.006	0/1	<0.006	0/1							
	ニッケル (mg/l)	<0.005	-/2	<0.001	-/1	<0.005	-/1							
	モリブデン (mg/l)	<0.007	0/2	<0.007	0/1	<0.007	0/1							
	アンチモン (mg/l)	<0.002	0/2	<0.002	0/1	<0.002	0/1							
	塩化ビニルモノマー (mg/l)	<0.0002	0/2			<0.0002	0/1							
	エピクロロヒドリン (mg/l)	<0.00004	0/2			<0.00004	0/1							
	全マンガン (mg/l)	0.085	0/2			<0.05	0/1							
	ウラン (mg/l)													
	P F O S 及びP F O A (ng/l)					0.4	0/1	<5	0/1					
	銅 (mg/l)	<0.01	-/1			<0.01	-/1							
	溶解性鉄 (mg/l)	<0.05	-/1			<0.05	-/1							
	溶解性マンガン (mg/l)	0.06	-/1			<0.05	-/1							
	クロム (mg/l)	<0.05	-/1			<0.05	-/1							
	MBAS (mg/l)	<0.05	-/1	<0.05	-/2									

(注)

類型欄の○印は環境基準点、印のないものは補助地点、一印は類型指定がされていない地点を示す。

m : 環境基準値又は要監視項目指針値を超えた検体数（「-」は環境基準値又は指針値が設定されていないもの）

n : 総検体数

※平均値の計算に当たっては、有効数字2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

水系名		大野川							住吉川							
水域名		乙津川			原川				住吉川							
河川名		乙津川			原川				住吉川							
地点名	類型	別保橋		海原橋		日岡橋		鳥越橋		新春日橋		新川橋		新川弁天橋		
	A	Ⓐ		Ⓑ		Ⓒ		C		C		Ⓒ		C		
測定項目	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n
生活環境項目	p H	最小～最大	7.3～8.1	0/12	7.6～8.2	0/12	7.3～8.2	0/12	7.8～9.1	3/6	8.4～9.8	4/6	7.5～7.9	0/12	7.6～7.9	0/6
	D O (mg/l)	最小～最大	7.1～13	2/12	5.0～12	3/12	6.4～11	0/12	9.9～14	0/6	12～16	0/6	3.7～8.5	1/12	5.2～8.1	0/6
	B O D (mg/l)	平均	9.0		8.4		8.6		11		14		6.9		6.5	
	最小～最大	0.5～19	1/12	<0.5～6.0	4/12	0.5～1.3	0/12	1.0～2.0	0/6	0.6～1.9	0/6	<0.5～1.5	0/12	<0.5～1.2	0/6	
	平均	2.4		2.0		0.8		1.3		1.4		1.0		0.77		
	75%水質値	1.0		2.2		0.9		1.3		1.9		1.2		0.9		
	S S (mg/l)	最小～最大	2～11	0/12	2～14	0/12	1～19	0/12	<1～5	0/6	<1～4	0/6	<1～4	0/12	1～4	0/6
	平均	6		7		7		2		2		2		2		
	大腸菌数 (CFU/100m l)	最小～最大	12～220	0/12	57～290	0/4	28～540	-/12					320～46000	-/12		
	平均	110		170		260							5800			
健康項目	90%水質値	210		290		390							6700			
	全窒素 (mg/l)	最小～最大	1.0～2.7	-/6	0.76～1.4	-/12	1.1～3.5	-/6	1.5～3.0	-/6	1.0～2.6	-/6	0.77～14	-/6	0.69～5.7	-/6
	平均	1.6		0.98		1.8		2.1		1.7		5.5		2.1		
	全燐 (mg/l)	最小～最大	0.093～0.34	-/6	0.075～0.17	-/12	0.12～0.22	-/6	0.12～0.26	-/6	0.20～0.29	-/6	0.16～0.22	-/6	0.074～0.21	-/6
	平均	0.15		0.13		0.19		0.16		0.24		0.18		0.16		
	カドミウム (mg/l)	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	<0.0003	0/2					<0.0003	0/2			
	全シアン (mg/l)	<0.1	0/1	<0.1	0/1	<0.1	0/2					<0.1	0/2			
	鉛 (mg/l)	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.001	0/2					0.0045	0/2			
	六価クロム (mg/l)	<0.01	0/1	<0.01	0/1	<0.01	0/2					<0.01	0/2			
	砒素 (mg/l)	<0.001	0/1	<0.005	0/2	0.001	0/2					0.0015	0/2			
要監視項目	緑水銀 (mg/l)	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/2					<0.0005	0/2			
	P C B (mg/l)	<0.0005	0/1					<0.0005	0/2			<0.0005	0/2			
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/2					<0.002	0/2			
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2					<0.0002	0/2			
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	0/1	<0.0004	0/1	<0.0004	0/2					<0.0004	0/2			
	1,1-ジクロロチレン (mg/l)	<0.01	0/1	<0.01	0/1	<0.01	0/2					<0.01	0/2			
	ジエチルクロロエチレン (mg/l)	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.002	0/2					<0.002	0/2			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	0/1	<0.1	0/1	<0.001	0/2					<0.001	0/2			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1	<0.0006	0/2					<0.0006	0/2			
	トリクロロエレン (mg/l)	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2					<0.001	0/2			
その他	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2					<0.001	0/2			
	1,3-ジクロロブロベン (mg/l)	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2					<0.0002	0/2			
	チウラム (mg/l)	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1	<0.0006	0/2					<0.0006	0/2			
	シマジン (mg/l)	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	<0.0003	0/2					<0.0003	0/2			
	チオヘンカロフ (mg/l)	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/2					<0.002	0/2			
	ベンゼン (mg/l)	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2					<0.001	0/2			
	セレン (mg/l)	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/2					<0.002	0/2			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.9	0/1	0.68	0/4	1.0	0/2					2.2	0/2			
	ふつ素 (mg/l)															
	ほう素 (mg/l)															
要監視項目	1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	0/1			<0.005	0/2					<0.005	0/2			
	クロロホルム (mg/l)	<0.006	0/1			<0.006	0/2					<0.006	0/2			
	トライス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	0/1			<0.002	0/2					<0.002	0/2			
	1,2-ジクロロブロベン (mg/l)	<0.006	0/1			<0.006	0/2					<0.006	0/2			
	p-ジクロロベンゼン (mg/l)	<0.02	0/1			<0.02	0/2					<0.02	0/2			
	イキサオノン (mg/l)	<0.0008	0/1			<0.0008	0/2					<0.0008	0/2			
	ターピジン (mg/l)	<0.0005	0/1			<0.0005	0/2					<0.0005	0/2			
	フェニトチキン (M E P) (mg/l)	<0.0003	0/1			<0.0003	0/2					<0.0003	0/2			
	イソブロモオクタン (mg/l)	<0.004	0/1			<0.004	0/2					<0.004	0/2			
	オキシン銅 (有機銅) (mg/l)	<0.004	0/1			<0.004	0/2					<0.004	0/2			
その他	クロロタロキニ (T P N) (mg/l)	<0.005	0/1			<0.005	0/2					<0.005	0/2			
	ブロビダミト (mg/l)	<0.0008	0/1			<0.0008	0/2					<0.0008	0/2			
	E P N (mg/l)	<0.0006	0/1			<0.0006	0/2					<0.0006	0/2			
	ジクロロホス (D D V P) (mg/l)	<0.0008	0/1			<0.0008	0/2					<0.0008	0/2			
	フェノブロモフ (B P M C) (mg/l)	<0.003	0/1			<0.003	0/2					<0.003	0/2			
	イソブロモホス (I B P) (mg/l)	<0.0008	0/1			<0.0008	0/2					<0.0008	0/2			
	クロロニトロベンソン (C N P) (mg/l)	<0.0001	-/1			<0.0001	-/2					<0.0001	-/2			
	トルエン (mg/l)	<0.06	0/1			<0.06	0/2					<0.06	0/2			
	ギシレン (mg/l)	<0.04	0/1			<0.04	0/2					<0.04	0/2			
	フルオロジエチルヘキシル (D O P) (mg/l)	<0.006	0/1			<0.006	0/2					<0.006	0/2			
その他	ニッケル (mg/l)	<0.005	-/1			<0.005	-/2					<0.005	-/2			
	モリブデン (mg/l)	<0.007	0/1			<0.007	0/2					<0.007	0/2			
	アンチモン (mg/l)	<0.002	0/1			<0.002	0/2					<0.002	0/2			
	塩化ビニルモノマー (mg/l)	<0.0002	0/1			<0.0002	0/2					<0.0002	0/2			
	エピクロロヒドリン (mg/l)	<0.00004	0/1			<0.00004	0/2					<0.00004	0/2			
その他	全マンガン (mg/l)	0.05	0/1			0.04	0/2					0.07	0/2			
	ウラン (mg/l)															
	P F O S 及びP F O A (ng/l)	1.3	0/1			1.9	0/1									
	銅 (mg/l)	<0.01	-/1			<0.01	-/1					<0.01	-/1			
	溶解性鉄 (mg/l)	<0.05	-/1			<0.05	-/1					<0.05	-/1			
その他	溶解性マンガン (mg/l)	0.05	-/1			<0.05	-/1					<0.05	-/1			
	クロム (mg/l)	<0.05	-/1			<0.05	-/1					<0.05	-/1			
その他	MBAS (mg/l)											<0.05	-/1			

(注)

類型欄の○印は環境基準点、印のないものは補助地点、-印は類型指定がされていない地点を示す。

m : 環境基準値又は要監視項目指針値を超えた検体数（「-」は環境基準値又は指針値が設定されていないもの）

n : 総検体数

※平均値の計算に当たっては、有効数字2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

水系名		祓川						丹生川						
水域名		祓川						丹生川上流		丹生川下流		尾田川		
河川名		祓川						丹生川				尾田川		
地点名		下八幡橋			育英橋		御幸橋		丹生橋		川田橋		王ノ瀬橋	
類型		B			B		(B)		(A)		B		(B)	
測定項目		結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	
生活環境項目	p H	最小～最大	7.9～8.6	1/6	7.7～9.0	2/6	7.7～8.7	1/12	7.3～8.1	0/12	7.5～7.7	0/6	7.3～7.9	0/12
	D O (mg/l)	最小～最大	9.2～12	0/6	9.4～14	0/6	8.4～12	0/12	8.3～12	0/12	6.6～8.8	0/6	6.8～10	0/12
		平均	11		11		10		9.9		7.8		8.2	
	B O D (mg/l)	最小～最大	<0.5～0.7	0/6	1.3～2.0	0/6	0.6～1.4	0/12	<0.5～1.9	0/12	<0.5～1.5	0/6	<0.5～1.1	0/12
		平均	0.6		1.7		1.0		0.9		0.9		0.6	
		75%水質値	0.6		1.9		1.0		1.0		0.9		0.6	
	S S (mg/l)	最小～最大	<1～3	0/6	<1～3	0/6	1～8	0/12	1～10	0/12	3～10	0/6	2～12	0/12
		平均	2		2		4		4		6		5	
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	最小～最大	80～580	0/6	300～2600	2/6	160～2600	8/12	110～1300	3/12	100～1400	1/6	40～380	0/12
		平均	240		1100		1300		400		400		150	
健康項目		90%水質値	580		2600		2100		920		1400		270	
	全窒素 (mg/l)	最小～最大	0.67～0.90	-/6	0.92～1.6	-/6	1.0～2.5	-/6	0.82～1.6	-/6	0.99～1.7	-/6	0.70～0.90	-/6
		平均	0.77		1.3		1.5		1.2		1.2		0.81	
	全燐 (mg/l)	最小～最大	0.062～0.093	-/6	0.13～0.21	-/6	0.16～0.26	-/6	0.079～0.11	-/6	0.12～0.17	-/6	0.094～0.14	-/6
		平均	0.073		0.17		0.23		0.093		0.14		0.12	
	カドミウム (mg/l)						<0.0003	0/2					<0.0003	0/2
	全シアン (mg/l)						<0.1	0/2					<0.1	0/2
	鉛 (mg/l)						<0.001	0/2					0.002	0/2
	六価クロム (mg/l)						<0.01	0/2					<0.01	0/2
	砒素 (mg/l)						0.001	0/2					0.002	0/2
要監視項目	総水銀 (mg/l)						<0.0005	0/2					<0.0005	0/2
	P C B (mg/l)						<0.0005	0/2					<0.0005	0/2
	ジクロロメタ (mg/l)						<0.002	0/2					<0.002	0/2
	四塩化炭素 (mg/l)						<0.0002	0/2					<0.0002	0/2
	1,2-ジ-クロロエタン (mg/l)						<0.0004	0/2					<0.0004	0/2
	1,1-ジ-クロロエチレン (mg/l)						<0.01	0/2					<0.01	0/2
	ジ-1,2-ジ-クロロエチレン (mg/l)						<0.002	0/2					<0.002	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)						<0.001	0/2					<0.001	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)						<0.0006	0/2					<0.0006	0/2
	トリクロロエタン (mg/l)						<0.001	0/2					<0.001	0/2
その他	テトラクロロチジン (mg/l)						<0.001	0/2					<0.001	0/2
	1,3-ジ-クロロブロベン (mg/l)						<0.0002	0/2					<0.0002	0/2
	チウラム (mg/l)						<0.0006	0/2					<0.0006	0/2
	シマジン (mg/l)						<0.0003	0/2					<0.0003	0/2
	チオヘンカガウ (mg/l)						<0.002	0/2					<0.002	0/2
	ベンゼン (mg/l)						<0.001	0/2					<0.001	0/2
	セレン (mg/l)						<0.002	0/2					<0.002	0/2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)						1.1	0/2					0.4	0/2
	ふつ素 (mg/l)										0.16	0/2		
	ほう素 (mg/l)													
要監視項目	1,4-ジ-オキサン (mg/l)						<0.005	0/2					<0.005	0/2
	クロロホルム (mg/l)						<0.006	0/2	<0.006	0/1			<0.006	0/2
	トランス-1,2-ジ-クロロエチレン (mg/l)						<0.002	0/2					<0.002	0/2
	1,2-ジ-クロロブロベン (mg/l)						<0.006	0/2					<0.006	0/2
	ピ-ジ-クロロヘンゼン (mg/l)						<0.02	0/2					<0.02	0/2
	イソキサオノ (mg/l)						<0.0008	0/2					<0.0008	0/2
	ダ-イジ-ノン (mg/l)						<0.0005	0/2					<0.0005	0/2
	フェニトオキシン (M E P) (mg/l)						<0.0003	0/2					<0.0003	0/2
	イソ-オキサオノ (mg/l)						<0.004	0/2					<0.004	0/2
	オキシング鋼 (有機銅) (mg/l)						<0.004	0/2					<0.004	0/2
その他	クロロタニル (T P N) (mg/l)						<0.005	0/2					<0.005	0/2
	ブロビ-チ-ミ-ト- (mg/l)						<0.0008	0/2					<0.0008	0/2
	E P N (mg/l)						<0.0006	0/2					<0.0006	0/2
	ジ-クロロボス (D D V P) (mg/l)						<0.0008	0/2					<0.0008	0/2
	フェノブカルブ (B P M C) (mg/l)						<0.003	0/2					<0.003	0/2
	イソ-ベンゾン (I B P) (mg/l)						<0.0008	0/2					<0.0008	0/2
	クロルニトロフェン (C N P) (mg/l)						<0.0001	-/2					<0.0001	-/2
	トルエン (mg/l)						<0.06	0/2					<0.06	0/2
	キシレン (mg/l)						<0.04	0/2					<0.04	0/2
	フル酸ジ-オキサオノ (D O P) (mg/l)						<0.006	0/2					<0.006	0/2
その他	ニッケル (mg/l)						<0.005	-/2					<0.005	-/2
	モリブデン (mg/l)						<0.007	0/2					<0.007	0/2
	アンチモン (mg/l)						<0.002	0/2					<0.002	0/2
	塩化ビニルモノマー (mg/l)						<0.0002	0/2					<0.0002	0/2
	エピクロロヒドリン (mg/l)						<0.00004	0/2					<0.00004	0/2
その他	全マンガン (mg/l)						0.02	0/2					0.09	0/2
	ウラン (mg/l)													
	P F O S 及びP F O A (ng/l)						10	0/1					1.0	0/1
	銅 (mg/l)						<0.01	-/1					<0.01	-/1
	溶解性鉄 (mg/l)						<0.05	-/1					<0.05	-/1
その他	溶解性マンガン (mg/l)						<0.05	-/1					0.09	-/1
	クロム (mg/l)						<0.05	-/1					<0.05	-/1
	MBAS (mg/l)						<0.05	-/1						

(注)

類型欄の○印は環境基準点、印のないものは補助地点、-印は類型指定がされていない地点を示す。

m: 環境基準値又は要監視項目指針値を超えた検体数 (「-」は環境基準値又は指針値が設定されていないもの)

n: 総検体数

※平均値の計算に当たっては、有効数字2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

資 6－11 河川地点別水質測定結果（水生生物保全に係る環境基準項目、要監視項目）

(単位:mg/l)

水系名	水域名	河川名	地点名	類型	環境基準項目								
					全亜鉛			ノニルフェノール		LAS			
					最小～最大	平均	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
大分川	大分川上流	天神橋	生物B	0.001～0.001	0.001	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1			
			府内大橋	<0.001～0.001	0.001	0/4	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1			
		賀来橋	生物B	0.001～0.002	0.002	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1			
		尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬橋門	生物B	0.006～0.006	0.006	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1		
		七瀬川上流	出合橋	生物A	0.001～0.001	0.001	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1		
	大分川中流	胡麻鶴橋	生物B	0.005～0.005	0.005	0/1							
			光吉	生物B	<0.001～0.001	0.001	0/4						
		大分川下流	滝尾橋	生物B	0.002～0.002	0.002	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1		
			弁天大橋	<0.001～0.001	0.001	0/4							
			寒田川	平田橋	生物B	0.003～0.003	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1	
		裏川橋	生物B	0.009～0.016	0.013	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1			
大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	生物B	<0.001～<0.001	<0.001	0/4	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1		
			川添橋	生物B	0.003～0.003	0.003	0/1						
			鶴崎橋	生物B	<0.001～0.001	0.001	0/4						
		判田川	八地蔵橋	生物B	0.001～0.001	0.001	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1		
		乙津川	別保橋	生物B	0.001～0.001	0.001	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1		
			海原橋	生物B	0.001～0.003	0.002	0/4						
		原川	原川	日岡橋	生物B	0.004～0.006	0.005	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1	
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	生物B	0.007～0.027	0.017	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1		
祓川	祓川	祓川	御幸橋	生物B	0.003～0.004	0.004	0/2	<0.00006	0/1	0.0017	0/1		
丹生川	丹生川上流	丹生川	丹生橋	生物B	0.004～0.004	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1		
		丹生川下流	王ノ瀬橋	生物B	0.004～0.005	0.005	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1		
			尾田川	落合橋	生物B	0.011～0.011	0.011	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1	

平均値:下限値以上の検体平均値

m/n:環境基準に適合しない検体数／総検体数

(単位:mg/l)

水系名	水域名	河川名	地点名	類型	要監視項目													
					クロロホルム			フェノール			ホルムアルデヒド			4-テオクチルフェノール				
					最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
大分川	大分川上流	天神橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1			
			府内大橋	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1									
		賀来橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1	<0.03	0/2	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1			
		尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬橋門	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1			
		七瀬川上流	出合橋	生物A	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1		
	大分川中流	胡麻鶴橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1									
			光吉	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1								
			滝尾橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1		
		大分川下流	弁天大橋	生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1								
			寒田川	平田橋	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1		
		裏川橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1	<0.03	0/1									
大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1									
			川添橋	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1									
			鶴崎橋	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1									
		判田川	八地蔵橋	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1			
		乙津川	別保橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1		
			海原橋	生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1								
		原川	原川	日岡橋	<0.006	0/2	<0.001	0/1	<0.03	0/1								
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1	<0.03	0/1								
祓川	祓川	祓川	御幸橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1		
丹生川	丹生川上流	丹生川	丹生橋	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1									
		丹生川下流	王ノ瀬橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1	<0.03	0/1								
			尾田川	落合橋	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1								

平均値:下限値以上の検体平均値

m/n:指針値を超過した検体数／総検体数

資6－12 トリハロメタン生成能調査結果

地点名	採水年月日	水温(℃)	トリハロメタン生成能(mg/ℓ)
小野鶴橋 (大分川)	2023(R5). 5. 15	20.3	0.036
	2023(R5). 7. 18	25.0	0.028
	2023(R5). 9. 12	24.0	0.020
	2023(R5). 12. 25	8.0	0.017
賀来橋 (賀来川)	2023(R5). 5. 15	21.2	0.043
	2023(R5). 7. 18	26.5	0.036
	2023(R5). 9. 12	25.0	0.028
	2023(R5). 12. 25	7.2	0.026
胡麻鶴橋 (七瀬川)	2023(R5). 5. 15	18.1	0.027
	2023(R5). 7. 18	24.0	0.025
	2023(R5). 9. 12	23.0	0.019
	2023(R5). 12. 25	9.1	0.017

(注) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法に基づく調査

(水質目標値)

水域の水温	目標値(mg/ℓ)
15℃以下	0.09
15℃を超える 20℃以下	0.08
20℃を超える 25℃以下	0.07
25℃を超える 30℃以下	0.06
30℃を超える 35℃以下	0.05

資 6－13 海域の環境基準設定状況

水域名	範 囲	水域類型	達成期間
住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より 24 度 20 分 2,100 メートルの地点、大分市千歳三角点より 24 度 40 分 6,100 メートルの地点、同地点から 136 度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域	B	イ
別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域	A	3 年以内
別府湾東部水域	杵築市臼石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く海域	A	イ
大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1) 大分市大在大野川右岸北端 (2) 大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯 1 号地北東端から 10 度 1,800 メートルの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から 358 度 22 分 3,000 メートルの点とを結ぶ線の交点 (3) 大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から 358 度 22 分 3,000 メートルの点 (4) 大分市と北海部郡佐賀関町との境界と海岸との交点から 101 度 52 分 514 メートルの地点から 358 度 22 分 4,080 メートルの点 (5) 大分市と北海部郡佐賀関町との境界と海岸との交点から 101 度 52 分 514 メートルの点	B	イ
佐賀関港	北海部郡佐賀関町踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域	B	イ
北海部郡東部地先	北海部郡佐賀関町関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域	A	イ

(注 1) 水域類型の欄中の記号について、資 6-3 ア に記載する類型を参照。

(注 2) 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」は直ちに達成

資 6－14 海域の環境基準設定状況（全窒素・全燐）

水域系の区分	水域名	範 囲	水域類型	達成期間
別府湾	別府湾(イ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの	II	イ
	別府湾(ロ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線、杵築市臼石鼻と北海部郡佐賀関町関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域	II	イ
北海部郡東部地先		北海部郡佐賀関町関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域	II	イ

(注 1) 水域類型の欄中の記号について、資 6-3 イ に記載する類型を参照。

(注 2) 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」は直ちに達成

(注 3) 「北海部郡佐賀関町」または「佐賀関町」とは現「大分市佐賀関」をいう。

資料6-15 海域の水生生物の保全に係る環境基準設定状況

水域	水域類型	達成期間
大分県地先水域（全域。ただし、大分県北部沿岸域及び大分県南部沿岸域に係る部分を除く。）	生物A	イ
大分県南部沿岸域（杵築市臼石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線、大分県と宮崎県の境界陸岸地点、水深30メートルの等深線及び陸岸に囲まれた海域（入津湾を除く。））	生物特A	イ

(注1) 水域類型の欄中の記号について、資料6-3 ウに記載する類型を参照。

(注2) 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

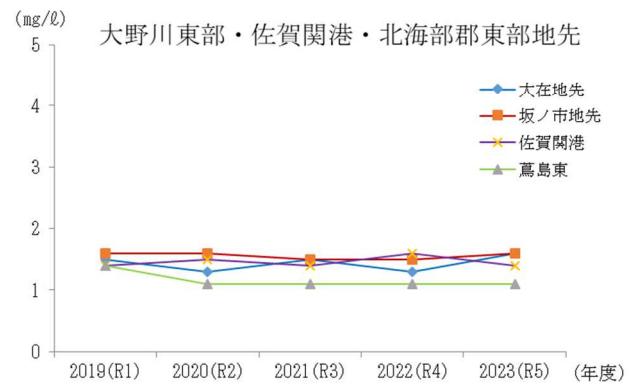
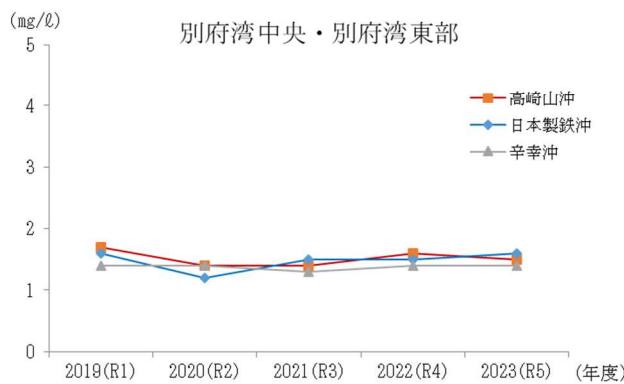
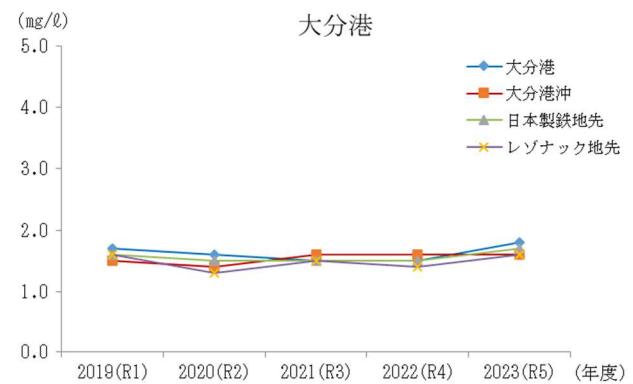
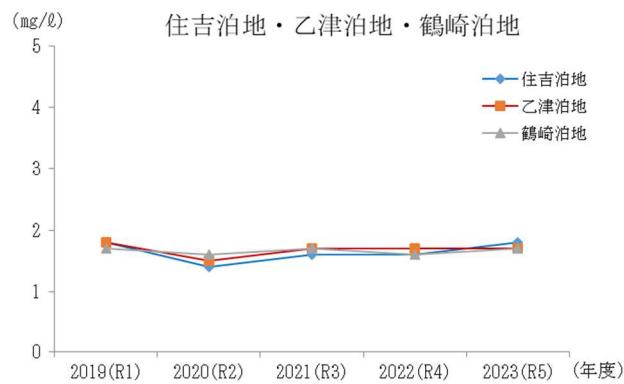
「イ」は直ちに達成

資料6-16 海域の環境基準点における経年変化

水域名	類型	定点名	C O D 75%水質値 (mg/ℓ)									
			2019 (R1)		2020 (R2)		2021 (R3)		2022 (R4)		2023 (R5)	
住吉泊地	C	住吉泊地 (BSt-1)	1.7	○	1.4	○	1.6	○	1.8	○	2.2	○
乙津泊地	C	乙津泊地 (BSt-2)	1.6	○	1.6	○	1.9	○	2.0	○	1.9	○
鶴崎泊地	C	鶴崎泊地 (BSt-3)	1.5	○	1.5	○	1.8	○	1.9	○	1.9	○
大分港	B	大分港 (BSt-21)	1.7	○	2.0	○	1.5	○	1.7	○	2.0	○
		大分港沖 (BSt-4)	1.5		1.4		1.6		1.9		1.8	
		日本製鉄地先 (BSt-22)	1.6		1.6	○	1.5		1.6		2.2	
		レゾナック地先 (BSt-5)	1.7		1.4		1.5		1.6		1.7	
別府湾中央	A	高崎山沖 (BSt-11)	1.8	○	1.3	○	1.6	○	1.9	○	1.6	○
		日本製鉄沖 (BSt-12)	1.8		1.4		1.6		1.5		1.9	
別府湾東部	A	辛幸沖 (BSt-20)	1.6	○	1.7	○	1.4	○	1.6	○	1.4	○
大野川東部	B	大在地先 (BSt-6)	1.8	○	1.5	○	1.8	○	1.5	○	1.8	○
		坂ノ市地先 (BSt-7)	1.4		1.6		1.5		1.6		1.8	
佐賀関港	B	佐賀関港 (SGSt-3)	1.3	○	1.5	○	1.5	○	1.9	○	1.5	○
北海部郡東部地先	A	葛島東 (FSt-1)	1.3	○	1.2	○	1.2	○	1.4	○	1.2	○

(注) 環境基準 (C O D) [A類型: 2mg/ℓ以下、B類型: 3mg/ℓ以下、C類型: 8mg/ℓ以下]

資料6-17 海域のC.O.D年平均値の経年変化



資料 6-18 海域水質測定結果水域別総括表（生活環境項目）

単位  
 pH : 水素指数  
 大腸菌数 : CFU/100mℓ  
 その他 : mg/ℓ

水域名	地点名	類型	水深	p H		D O			C O D				大腸菌数		
				最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	75%水質値	最小～最大	m/n	平均
住吉泊地 (B S t-1)	住吉泊地 (B S t-1)	C	全層	7.9～8.0	0/12	7.4～9.0	0/12	8.0	1.1～2.6	0/12	1.8	2.2	-	-	-
乙津泊地 (B S t-2)	乙津泊地 (B S t-2)	C	全層	7.9～8.0	0/18	6.2～9.0	0/18	7.8	0.9～2.6	0/18	1.7	1.9	-	-	-
鶴崎泊地 (B S t-3)	鶴崎泊地 (B S t-3)	C	全層	7.9～8.0	0/18	7.2～9.4	0/18	8.2	1.1～2.8	0/18	1.7	1.9	-	-	-
大分港	大分港 (B S t-21)	B	全層	7.9～8.0	0/12	7.1～9.0	0/12	8.2	1.2～2.3	0/12	1.8	2.0	-	-	-
	大分港沖 (B S t-4)	B	全層	7.9～8.0	0/18	6.8～9.1	0/18	8.1	1.1～2.3	0/18	1.6	1.8	-	-	-
	日本製鉄地先 (B S t-22)	B	全層	7.9～8.0	0/18	6.6～9.3	0/18	7.9	1.2～2.7	0/18	1.7	2.2	-	-	-
	レゾナック地先 (B S t-5)	B	全層	7.9～8.0	0/18	6.7～9.0	0/18	7.8	0.9～2.6	0/18	1.6	1.7	-	-	-
別府湾中央	高崎山沖 (B S t-11)	A	全層	8.0～8.4	2/18	6.9～9.4	3/18	8.2	1.2～2.4	2/18	1.5	1.6	<1～1	0/4	1.0
	日本製鉄沖 (B S t-12)	A	全層	8.0～8.4	2/18	6.9～9.4	2/18	8.2	1.0～2.4	4/18	1.6	1.9	<1～3	0/4	1.5
別府湾東部	辛幸沖 (B S t-20)	A	全層	8.0～8.3	0/18	6.9～8.9	3/18	8.0	1.2～2.1	1/18	1.4	1.4	<1～1	0/4	1.0
大野川東部	大在地先 (B S t-6)	B	全層	7.9～8.0	0/18	7.1～9.2	0/18	8.0	1.1～2.0	0/18	1.6	1.8	-	-	-
	坂ノ市地先 (B S t-7)	B	全層	7.9～8.0	0/12	6.9～9.1	0/12	8.0	1.0～2.1	0/12	1.6	1.8	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	B	全層	8.0～8.2	0/12	7.0～9.1	0/12	8.0	1.2～1.7	0/12	1.4	1.5	-	-	-
北海部郡東部地先	蔦島東 (F S t-1)	A	全層	7.9～8.1	0/18	6.9～8.8	5/18	7.8	0.8～1.4	0/18	1.1	1.2	<1～<1	0/4	<1.0

(注) m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

全 層 : 水深0m、2mおよび10m

資料 6-19 海域地点別水質測定結果（生活環境項目その1）

単位 p H : 水素指数  
大腸菌数 : CFU/100mℓ  
その他 : mg/ℓ

水域名	地点名	類型	採取水深	p H		D O			C O D			大腸菌数			
				最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均値	75%水質値	最小～最大	m/n	平均
住吉泊地	住吉泊地(B S t -1)	C	0m	7.9～8.0	0/6	7.6～9.0	0/6	8.1	1.1～2.6	0/6	1.9	2.3	-	-	-
			2m	7.9～8.0	0/6	7.4～8.8	0/6	7.9	1.2～2.3	0/6	1.6	2.1	-	-	-
			10m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乙津泊地	乙津泊地(B S t -2)	C	0m	7.9～8.0	0/6	7.4～9.0	0/6	8.0	1.2～2.6	0/6	2.0	2.2	-	-	-
			2m	7.9～8.0	0/6	6.9～9.0	0/6	7.8	1.0～2.5	0/6	1.7	2.0	-	-	-
			10m	7.9～8.0	0/6	6.2～8.7	0/6	7.5	0.9～1.8	0/6	1.4	1.5	-	-	-
鶴崎泊地	鶴崎泊地(B S t -3)	C	0m	7.9～8.0	0/6	7.6～9.4	0/6	8.4	1.1～2.8	0/6	1.8	1.8	-	-	-
			2m	7.9～8.0	0/6	7.5～9.2	0/6	8.2	1.3～2.7	0/6	1.8	2.0	-	-	-
			10m	7.9～8.0	0/6	7.2～9.3	0/6	8.0	1.1～1.9	0/6	1.5	1.8	-	-	-
大分港	大分港(B S t -21)	B	0m	7.9～8.0	0/6	7.1～9.0	0/6	8.2	1.2～2.2	0/6	1.8	2.1	-	-	-
			2m	7.9～8.0	0/6	7.1～8.9	0/6	8.1	1.3～2.3	0/6	1.7	1.9	-	-	-
			10m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大分港沖(B S t -4)	B	0m	7.9～8.0	0/6	7.2～9.1	0/6	8.2	1.3～2.2	0/6	1.7	1.9	-	-	-
			2m	7.9～8.0	0/6	7.1～8.8	0/6	8.1	1.1～2.3	0/6	1.7	1.8	-	-	-
			10m	7.9～8.0	0/6	6.8～8.6	0/6	7.9	1.1～1.9	0/6	1.5	1.8	-	-	-
	日本製鉄地先(B S t -22)	B	0m	7.9～8.0	0/6	7.1～9.3	0/6	8.1	1.3～2.7	0/6	1.8	2.3	-	-	-
			2m	7.9～8.0	0/6	6.9～9.0	0/6	7.9	1.4～2.5	0/6	1.8	2.1	-	-	-
			10m	7.9～8.0	0/6	6.6～8.7	0/6	7.6	1.2～2.2	0/6	1.6	2.0	-	-	-
	レゾナック地先(B S t -5)	B	0m	7.9～8.0	0/6	7.3～9.0	0/6	8.0	1.3～2.6	0/6	1.8	1.7	-	-	-
			2m	7.9～8.0	0/6	7.2～8.8	0/6	7.9	1.3～2.3	0/6	1.7	2.0	-	-	-
			10m	7.9～8.0	0/6	6.7～8.5	0/6	7.6	0.9～2.0	0/6	1.5	1.7	-	-	-
別府湾中央	高崎山沖(B S t -11)	A	0m	8.0～8.4	1/6	7.7～9.4	0/6	8.5	1.2～2.2	1/6	1.5	1.6	<1～1	0/4	1.0
			2m	8.0～8.4	1/6	7.4～9.0	1/6	8.2	1.3～2.4	1/6	1.7	1.9	-	-	-
			10m	8.0～8.2	0/6	6.9～8.9	2/6	8.0	1.2～1.5	0/6	1.4	1.5	-	-	-
別府湾東部	日本製鉄沖(B S t -12)	A	0m	8.0～8.4	1/6	7.5～9.4	0/6	8.5	1.1～2.3	2/6	1.7	2.1	<1～3	0/4	1.5
			2m	8.0～8.4	1/6	7.7～9.0	0/6	8.3	1.0～2.4	2/6	1.7	2.1	-	-	-
			10m	8.0～8.2	0/6	6.9～8.9	2/6	7.9	1.0～2.0	0/6	1.5	1.6	-	-	-
別府湾東部	辛幸沖(B S t -20)	A	0m	8.0～8.2	0/6	7.6～8.8	0/6	8.2	1.2～2.1	1/6	1.5	1.5	<1～1	0/4	1.0
			2m	8.0～8.3	0/6	6.9～8.9	1/6	8.0	1.2～1.8	0/6	1.4	1.5	-	-	-
			10m	8.0～8.2	0/6	6.9～8.6	2/6	7.8	1.3～1.5	0/6	1.4	1.4	-	-	-
大野川東部	大在地先(B S t -6)	B	0m	7.9～8.0	0/6	7.4～9.2	0/6	8.2	1.4～2.0	0/6	1.8	2.0	-	-	-
			2m	7.9～8.0	0/6	7.5～8.9	0/6	8.1	1.1～2.0	0/6	1.5	1.9	-	-	-
			10m	7.9～8.0	0/6	7.1～8.8	0/6	7.8	1.2～1.9	0/6	1.5	1.5	-	-	-
大野川東部	坂ノ市地先(B S t -7)	B	0m	7.9～8.0	0/6	7.2～9.1	0/6	8.1	1.0～2.1	0/6	1.6	1.8	-	-	-
			2m	7.9～8.0	0/6	6.9～8.9	0/6	7.9	1.0～2.0	0/6	1.5	1.7	-	-	-
			10m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港(S G S t -3)	B	0m	8.0～8.2	0/6	7.0～9.1	0/6	8.0	1.2～1.7	0/6	1.5	1.6	-	-	-
			2m	8.0～8.2	0/6	7.0～9.0	0/6	7.9	1.2～1.7	0/6	1.3	1.4	-	-	-
			10m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海部郡東部地先	薦島東(F S t -1)	A	0m	7.9～8.1	0/6	7.4～8.8	1/6	8.1	0.8～1.4	0/6	1.1	1.4	<1～<1	0/4	<1.0
			2m	7.9～8.1	0/6	7.3～8.6	2/6	7.9	0.8～1.4	0/6	1.1	1.3	-	-	-
			10m	7.9～8.1	0/6	6.9～8.1	2/6	7.6	0.9～1.3	0/6	1.0	1.1	-	-	-

(注) m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

資料6-20 海域地点別水質測定結果（生活環境項目その2）

(単位: mg/ℓ)

水域名	地点名	全窒素			全燐			底層溶存酸素量			全亜鉛		
		最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均
住吉泊地	住吉泊地 (B S t-1)	0.12～0.96	-/6	0.30	0.018～0.10	-/6	0.044	6.0～8.7	-/6	7.6	-	-	-
乙津泊地	乙津泊地 (B S t-2)	0.25～0.58	-/6	0.38	0.031～0.088	-/6	0.050	5.8～8.4	-/6	7.3	-	-	-
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (B S t-3)	0.14～0.22	-/6	0.18	0.025～0.037	-/6	0.031	5.2～8.7	-/6	7.3	-	-	-
大分港	大分港 (B S t-21)	0.08～0.30	0/6	0.14	0.018～0.040	1/6	0.026	6.4～8.6	-/6	7.7	-	-	-
	大分港沖 (B S t-4)	0.06～0.22	0/6	0.11	0.016～0.027	0/6	0.022	5.2～8.1	-/6	7.1	-	-	-
	日本製鉄地先 (B S t-22)	0.09～0.39	2/6	0.25	0.019～0.045	3/6	0.029	4.9～8.1	-/6	7.0	-	-	-
	レゾナック地先 (B S t-5)	0.15～0.28	0/6	0.21	0.018～0.035	2/6	0.028	6.2～8.7	-/6	7.5	0.002～0.002	0/1	0.002
別府湾中央	高崎山沖 (B S t-11)	0.09～0.24	0/6	0.14	0.007～0.041	1/6	0.023	<0.5～8.5	-/6	3.6	-	-	-
	日本製鉄沖 (B S t-12)	0.06～0.20	0/6	0.11	0.007～0.031	1/6	0.019	3.7～8.7	-/6	6.4	<0.001～<0.001	0/1	<0.001
別府湾東部	辛幸沖 (B S t-20)	0.07～0.14	0/6	0.10	0.006～0.027	0/6	0.020	5.0～8.3	-/6	7.2	-	-	-
大野川東部	大在地先 (B S t-6)	0.09～0.23	0/6	0.13	0.019～0.029	0/6	0.022	5.5～8.2	-/6	7.4	-	-	-
	坂ノ市地先 (B S t-7)	0.11～0.23	0/6	0.14	0.017～0.027	0/6	0.023	5.8～8.2	-/6	7.3	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	0.07～0.14	0/6	0.12	0.006～0.027	0/6	0.019	6.7～8.7	-/6	7.7	0.001～0.001	0/2	0.001
北海部郡東部地先	鳴島東 (F S t-1)	0.07～0.12	0/6	0.09	0.011～0.024	0/6	0.018	5.8～7.7	-/6	6.8	-	-	-

(注) 全窒素、全燐、全亜鉛は採取水深0mで採水した値

m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

資料6-21 海域地点別水質測定結果（健康項目）

(単位: mg/ℓ)

水域名	地点名	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		P C B		セレン	
		最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n
住吉泊地	住吉泊地 (B S t-1)	0.0007	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
乙津泊地	乙津泊地 (B S t-2)	0.0009	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (B S t-3)	0.0007	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
別府湾中央	日本製鉄沖 (B S t-12)	0.0008	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-
別府湾東部	辛幸沖 (B S t-20)	0.0008	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.002	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	0.0008	0/2	<0.1	0/1	<0.005	0/4	<0.01	0/1	0.002	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/1	<0.001	0/2
北海部郡東部地先	鳴島東 (F S t-1)	0.0005	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-

(注) m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

## 資料 6-2-2 海域地点別水質測定結果（その他）

単位 塩分 : psu  
クロロフィル-a :  $\mu\text{g}/\ell$

水域名	地点名	塩分		クロロフィル-a	
		最小～最大	平均	最小～最大	平均
住吉泊地	住吉泊地 (B S t-1)	29～33	32	0.5～18	6.2
乙津泊地	乙津泊地 (B S t-2)	28～34	31	0.2～15	5.4
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (B S t-3)	30～34	32	0.8～20	6.9
大分港	大分港 (B S t-21)	29～33	32	0.8～14	4.7
	大分港沖 (B S t-4)	30～34	32	0.8～2.9	1.9
	日本製鉄地先 (B S t-22)	28～33	32	0.8～3.4	2.0
	レゾナック地先 (B S t-5)	30～34	32	0.2～16	5.4
別府湾中央	高崎山沖 (B S t-11)	31～33	32	0.5～1.8	1.1
	日本製鉄沖 (B S t-12)	30～34	32	0.5～4.4	1.8
別府湾東部	辛幸沖 (B S t-20)	32～34	33	0.5～1.6	0.9
大野川東部	大在地先 (B S t-6)	31～34	32	0.5～6.2	2.9
	坂ノ市地先 (B S t-7)	29～33	32	0.7～7.2	3.2
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	32～33	33	0.5～2.7	1.4
北海部郡東部地先	鳴島東 (F S t-1)	32～35	34	-	-

## 資料 6－23 水浴場水質判定基準

### 1 判定基準は、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。

(2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。

- 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により、「水質AA」又は「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」又は「水質C」となった水浴場を「可」とする。

項目区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限 2 個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (1m 以上)
	水質A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質B	400 個/100ml 以下	當時は油膜が認められない	5mg/l 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質C	1,000 個/100ml 以下	當時は油膜が認められない	8mg/l 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l 超	50cm 未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

### 2 「改善対策を要するもの」について

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とする。

- 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100ml を超える測定値が 1 以上あるもの。
- 油膜が認められたもの。

## 資料 6－24 水浴場水質調査結果

### 開設前調査

地点名	調査年月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/ℓ)	透明度 (m)	油膜の 有無	0-157	判定
大志生木海水浴場	2023(R5).4.18	<2	1.2	>1	無	陰性	AA
	2023(R5).5.10						
こうざき海水浴場	2023(R5).4.18	<2	1.4	>1	無	陰性	AA
	2023(R5).5.10						
田ノ浦ビーチ	2023(R5).4.18	<2	1.6	>1	無	陰性	AA
	2023(R5).5.10						

### 開設中調査

地点名	調査年月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/ℓ)	透明度 (m)	油膜の 有無	0-157	判定
大志生木海水浴場	2023(R5).7.19	<2	1.9	>1	無	陰性	AA
こうざき海水浴場	2023(R5).7.19	<2	2.2	>1	無	陰性	B
田ノ浦ビーチ	2023(R5).7.19	<2	3.5	>1	無	陰性	B

## 資料6-25 一律排水基準（有害物質）

(単位: mg/ℓ)

有害物質の種類	許容限度	備 考
カドミウム及びその化合物	0.03	
シアン化合物	1	
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1	
鉛及びその化合物	0.1	
六価クロム化合物	0.2	
砒素及びその化合物	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003	
トリクロロエチレン	0.1	
テトラクロロエチレン	0.1	
ジクロロメタン	0.2	
四塩化炭素	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	
1,3-ジクロロプロパン	0.02	
チウラム	0.06	
シマジン	0.03	
チオベンカルブ	0.2	
ベンゼン	0.1	
セレン及びその化合物	0.1	
ほう素及びその化合物	10 (海域以外) 230 (海 域)	
ふつ素及びその化合物	8 (海域以外) 15 (海 域)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	
1,4-ジオキサン	0.5	

資料 6-26 一律排水基準（その他の項目）

単位	p H	: 水素指数
	大腸菌群数	: 個/cm <sup>3</sup>
	その他	: mg/l

項目	許容限度	備考
水素イオン濃度 (p H、水素指数)	5.8~8.6(海域以外) 5.0~9.0(海域)	1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)	2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)	3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
浮遊物質量 (SS)	200 (日間平均 150)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5	4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30	
フェノール類含有量	5	5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
銅含有量	3	
亜鉛含有量	2	6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
溶解性鉄含有量	10	
溶解性マンガン含有量	10	
クロム含有量	2	7. 磷(りん)含有量についての排水基準は、磷(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
大腸菌群数	日間平均 3,000	
窒素含有量	120 (日間平均 60)	
磷含有量	16 (日間平均 8)	

(注) 資6-27に記載する業種については、排水量別区分、項目に応じて上乗せ排水基準に読み替える。

## 資6-27 上乗せ排水基準

(単位: mg/ℓ)

業種名	上乗せ基準(既設)					上乗せ基準(新設)				
	排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類	排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類
金属鉱業	-	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	-	50 m³以上 10,000 m³未満	15(10)	15(10)	7	7
						10,000 m³以上	10( 5)			
果実缶詰製造業	-	110(80)	110(80)	同上	10	50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
						1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	15(10)	同上	5
						50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
						1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	15(10)	同上	5
						50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
乳製品製造業	-	60(40)	80(60)	同上	10	50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
						1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	15(10)	同上	5
						50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
						1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	15(10)	同上	5
						50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
畜産食料品製造業	-	60(40)	60(40)	同上	7	50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
						1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	15(10)	同上	5
						50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
						1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	15(10)	同上	5
						50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
パン・菓子製造業	-	80(50)	80(60)	同上	10	50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
						1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	15(10)	同上	5
						50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
						1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	15(10)	同上	5
冷凍調理食品製造業	-	60(40)	110(80)	同上	10	50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
						1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	15(10)	同上	5
						50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
清酒製造業	-	60(40)	80(60)	同上	10	50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
						1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	15(10)	同上	5
その他	-	80(60)	80(60)	同上	10	50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	同上	7
						100 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	45(30)	同上	7
						1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	15(10)	同上	5
パルプ・紙・紙加工品製造業	-	100(75)	45(30)	同上	-	50 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	20(15)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	20(15)	同上	5
						50 m³以上 10,000 m³未満	45(30)	15(10)	同上	7
						10,000 m³以上	45(30)	15(10)	同上	5
古紙を原料とする板紙製造業	-	80(60)	45(30)	同上	-	50 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	20(15)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	20(15)	同上	5
その他	-	30(20)	45(30)	同上	-	50 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	20(15)	同上	7
						10,000 m³以上	15(10)	20(15)	同上	5

業種名			上乗せ基準（既設）					上乗せ基準（新設）					
			排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類	排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類	
化学工業 有機化成品製造業	合成染料、染料医療中間物、有機顔料、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤製造業 その他の業種	-	70(50)	35(25)	2	-	50 m³以上 10,000 m³未満	15(10)	15(10)	2	7		
		50 m³以上 10,000 m³未満	20(15)	20(15)	2	-	10,000 m³以上	10(5)	15(10)	1	5		
		10,000 m³以上	10(5)	15(10)	1	-	50 m³以上 10,000 m³未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7		
その他の業種			-	30(20)	45(30)	2	-	10,000 m³以上	10(5)	同上	5		
石油精製業			-	15(10)	15(10)	1	-	50 m³以上 10,000 m³未満	15(10)	15(10)	1	7	
								10,000 m³以上	10(5)		1	5	
窯業・土石製品製造業			-	15(10)	45(30)	その他の業種に同じ	-	50 m³以上 10,000 m³未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7	
								10,000 m³以上	10(5)		同上	5	
鉄鋼業			-	15(10)	20(15)	2	-	50 m³以上 10,000 m³未満	15(10)	15(10)	1	7	
								10,000 m³以上	10(5)		1	5	
非鉄金属製造業			-	15(10)	30(20)	2	-	50 m³以上 10,000 m³未満	15(10)	15(10)	その他の業種に同じ	7	
								10,000 m³以上	10(5)		同上	5	
金属製品製造業			-	15(10)	15(10)	2	-	50 m³以上 10,000 m³未満	15(10)	15(10)	同上	7	
								10,000 m³以上	10(5)		同上	5	
電気機械器具製造業			-	15(10)	15(10)	2	-	50 m³以上 10,000 m³未満	15(10)	15(10)	同上	7	
								10,000 m³以上	10(5)		同上	5	
採石業及び砂・砂利・玉石採取業			-	30(20)	120(90)	その他の業種に同じ	-	50 m³以上 1,000 m³未満	30(20)	80(60)	同上	7	
								1,000 m³以上 10,000 m³未満		60(40)	同上	7	
								10,000 m³以上		30(20)	同上	5	
洗たく業			-	80(60)	80(60)	同上	10	50 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	80(60)	同上	7	
								1,000 m³以上 10,000 m³未満		60(40)	同上	7	
								10,000 m³以上		30(20)	同上	5	
と畜場			-	60(40)	90(70)	同上	10	50 m³以上 1,000 m³未満	45(30)	80(60)	同上	7	
								1,000 m³以上 10,000 m³未満		60(40)	同上	7	
								10,000 m³以上		30(20)	同上	5	
し尿処理施設	処理対象人員 2,000人未満	80(60)	90(70)	同上	-	50 m³以上 10,000 m³未満	45(30)	70(50)	同上	7	7		
	処理対象人員 2,000人以上	45(30)		同上	-	10,000 m³以上							
	その他	45(30)		同上	-								
下水道終末処理施設	-	30(20)	90(70)	同上	-	50 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	90(70)	同上	7	5		
						10,000 m³以上							
輸送用機械器具製造業	50 m³以上 1,000 m³未満	70(50)	70(50)	2	-	50 m³以上 1,000 m³未満	30(20)	35(25)	2	7	7		
	1,000 m³以上	30(20)	30(20)	2	-	1,000 m³以上	15(10)	15(10)	2	5	5		
その他	50 m³以上 100 m³未満	90(60)	110(80)	2	-	50 m³以上 100 m³未満	60(40)	60(40)	2	7	7		
	100 m³以上 1,000 m³未満	70(50)	70(50)	2	-	100 m³以上 1,000 m³未満	35(25)	35(25)	2	7	7		
	1,000 m³以上 10,000 m³未満	30(20)	30(20)	2	-	1,000 m³以上 10,000 m³未満	15(10)	15(10)	2	7	7		
	10,000 m³以上	15(10)	15(10)	1	-	10,000 m³以上	10(5)	10(5)	1	5	5		

(注1)「既設」とは、1974(S49)年8月1日において既に設置されていた特定事業場[1974(S49)年8月1日において既に着工されていたものを含む。]及び1991(H3)年4月1日において既に設置されていたみなし指定地域特定施設のみを設置する特定事業場[1991(H3)年4月1日において既に着工されていたものを含む。]をいう。

(注2)「みなし指定地域特定施設」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和48年政令第327号)第4条の2に規定する施設をいう。

(注3) 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合は、当該事業場の主たる業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

(注4) し尿処理施設の業種(施設)に係る上乗せ排水基準は、し尿処理施設のみを特定施設として設置する特定事業場に対して適用する。

(注5) 排水量区分は、日平均排水量で区分する。

(注6) ( )内は日間平均値である。

資料6-28 立入検査の概要

日平均排水量	立入回数	日平均排水量	立入回数
50 m <sup>3</sup> /日未満 (有害物質取扱事業場)	年2回~4回	1,000 m <sup>3</sup> /日~ 10,000 m <sup>3</sup> /日未満	年4回以上
50 m <sup>3</sup> /日~ 1,000 m <sup>3</sup> /日未満	年2回以上	10,000 m <sup>3</sup> /日以上	年6回以上

資料6-29 業種別立入件数

	水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号および施設	昼間立入	夜間立入	計	事業場数
		件 数	件 数		
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	5	1	6	1
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	11	2	13	2
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0	2	1
37	石油化学工業の用に供する施設	15	3	18	2
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	6	1	7	1
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	4	0	4	1
51	石油精製業の用に供する施設	15	2	17	1
51-2	工業用ゴム製品製造業の用に供する直接加硫施設	2	0	2	1
61	鉄鋼業の用に供する施設	6	1	7	1
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	6	1	7	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	18	1	19	4
66-3	旅館業の用に供する施設	8	0	8	4
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	1	0	1	1
68-2	病院（病床300床以上）に設置される施設	4	0	4	2
71	自動式車両洗浄施設	2	0	2	1
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	4	0	4	2
72	し尿処理施設	21	0	21	10
73	下水道終末処理施設	19	0	19	11
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	0	3	2
	指定地域特定施設	35	0	35	17
	その他	2	0	2	2
合 計		189	12	201	68

資 6－30 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場

ア 特定事業場（水質汚濁防止法）

水質汚濁防止法施行令別表 第1の号番号および施設名	第5条第1項特定事業場数				第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場数	計
	日平均 排水量 50m <sup>3</sup> 以上	うち有害 物質使用 特定事業場数	日平均 排水量 50m <sup>3</sup> 未満	うち有害 物質使用 特定事業場数		
1-2 畜産農業			8			8
2 畜産食料品製造業			7			7
3 水産食料品製造業			11			11
4 保存食料品製造業			26			26
5 みそ、しょう油等の製造業			4			4
8 パン・菓子の製造業、又は製あん業			3			3
9 米菓製造業、こうじ製造業			1			1
10 飲料製造業			4			4
11 動物系飼料、有機質肥料の製造業			4			4
16 めん類製造業			9			9
17 豆腐又は煮豆の製造業			8			8
19 紡績業、繊維製品の製造業			2			2
22 木材薬品処理業			1			1
23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業			9			9
24 化学肥料製造業			1	1		1
27 その他の無機化学工業製品製造業			2	1		2
28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業			1			1
33 合成樹脂製造業			4	1		4
34 合成ゴム製造業			1			1
37 その他の石油化学工業			1			1
46 その他の有機化学工業製品製造業			3	2		3
52 皮革製造業			1			1
53 ガラス又はガラス製品の製造業			2			2
54 セメント製品製造業			22			22
55 生コンクリート製造業			26			26
59 碎石業			4			4
60 砂利採取業			9			9
61 鉄鋼業			1			1
63 金属製品製造業又は機械器具製造業			2	1		2
63-2 空きびん卸売業			1			1
64-2 水道・工業用水道・自家用工業用水道施設			5			5
65 酸又はアルカリによる表面処理施設			11	10	2	13
66 電気めっき施設			4	4		4
66-3 旅館業			89			89

水質汚濁防止法施行令別表 第1の号番号および施設名	第5条第1項特定事業場数			第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場数	計	
	日平均 排水量 50m <sup>3</sup> 以上	うち有害 物質使用 特定事業場数	日平均 排水量 50m <sup>3</sup> 未満			
66-4 共同調理場			2		2	
66-5 弁当仕出屋又は弁当製造業			9		9	
66-6 飲食店に設置されるちゅう房施設			10		10	
67 洗濯業の用に供する洗浄施設			45	1	45	
68 写真現像業			25	1	3	28
68-2 病院			5	1		5
69 と畜業、死亡獣畜取扱業			1			1
69-2 卸売市場			1			1
70-2 自動車分解整備事業			10			10
71 自動式車両洗浄施設			268			268
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の 用に供する施設			26	17		26
71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設			2			2
72 し尿処理施設	4		1			5
73 下水道終末処理施設	12					12
74 特定事業場から排出される水の処理施設			3	3		3
指定地域特定施設（し尿浄化槽201～500人槽）	31		95			126
計	47	0	790	43	5	842

#### イ 有害物質貯蔵指定事業場

	日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場数	日平均排水量50m <sup>3</sup> 未満の特定事業場数	有害物質 貯蔵指定 施設のみ	計
有害物質貯蔵指定事業場	13	8	1	22

ウ 特定事業場（瀬戸内海環境保全特別措置法）

水質汚濁防止法施行令別表 第1の号番号および施設名	日平均 排水量 50m <sup>3</sup> 以上	うち有害 物質使用 特定事業場数	日平均 排水量 50m <sup>3</sup> 未満	うち有害 物質使用 特定事業場数	計
2 畜産食料品製造業	1	1			1
23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業	3				3
37 その他の石油化学工業	3	3			3
46 その他の有機化学工業製品製造業	1	1			1
47 医薬品製造業	1	1			1
48 火薬製造業	1	1			1
51 石油精製業	1	1			1
51-2 工業用ゴム製品製造業	1				1
61 鉄鋼業	1	1			1
62 非鉄金属製造業	1	1			1
63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	1				1
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	3	3			3
66-3 旅館業	5				5
66-5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設			1		1
66-6 飲食店に設置されるちゅう房施設	1		1		2
68-2 病院	4				4
71 自動式車両洗浄施設	1				1
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	2	2	1	1	3
71-4 産業廃棄物処理施設	1				1
72 し尿処理施設	8		3		11
74 特定事業場から排出される水の処理施設	2	1			2
計	42	16	6	1	48

資 6－3 1 ダイオキシン類対策特別措置法に係る水質基準対象施設及び水質排出基準

令別表 第2の 号番号	施 設 の 種 類	排出基準 (pg-TEQ/ℓ)
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉(火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
16	廃P C B等又はP C B処理物の分解施設及びP C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類(C F C及びH C F C)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

## 資 6－3 2 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（水質基準対象施設）

[2024(R6)年3月31日現在]

号	施 設 の 種 類	特定施設数	特定事業場数
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	1
15	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち	イー廃ガス洗浄施設	9
		ロー湿式集じん施設	7
	灰の貯留施設（汚水又は廃液を排出するもの）	1	1
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	3	2
	合 計	21	—

(注) 特定事業場には重複がある。

## 資 6－3 3 ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（水質基準対象施設）

(単位: pg-TEQ/ℓ)

施 設 の 種 類	報告特定事業場数	測定結果
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設	2	0.0035~0.018
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	0.00043~0.28
合 計	4	—

## 資 6－34 水質汚濁に係る環境基準（地下水）

項目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.02 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
クロロエチレン	0.002 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふつ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

- (注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- (注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- (注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- (注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## 資 6－35 要監視項目及び指針値（地下水）

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、要監視項目及び指針値が設定されている。

項目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ 以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ 以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ 以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg/ℓ 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/ℓ 以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ 以下
E P N	0.006 mg/ℓ 以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/ℓ 以下
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/ℓ 以下
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/ℓ 以下
クロルニトロフェン (C N P)	—
トルエン	0.6 mg/ℓ 以下
キシレン	0.4 mg/ℓ 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/ℓ 以下
アンチモン	0.02 mg/ℓ 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ 以下
全マンガン	0.2 mg/ℓ 以下
ウラン	0.002 mg/ℓ 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/ℓ 以下 0.0005 (暫定)

(注) PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

### 資料6-3-6 地下水質測定結果（概況調査）

項目	地点		生石C	田原B	志村J	汐見B	高松B	下戸次F	木田D	畠中F	寒田C	佐賀関K	基準値 超過井戸
	測定回数		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
pH			7.2	7.4	6.7	7.1	7.0	7.0	6.9	6.9	8.1	6.4	—
カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0
全ジン (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0
鉛 (mg/l)	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	0
六価クロム (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0
砒素 (mg/l)	0.003	0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0
総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0
PCB (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0
ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0
四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0
クロロエチレン (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0
トリクロロエチレン (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0
テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0
チラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0
ジブリノン (mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0
チオベニカルフ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0
セレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	5.9	1.3	2.0	<0.1	1.1	1.5	3.8	3.9	0.3	2.0	0		
ふつ素 (mg/l)	0.09	0.15	<0.08	0.14	0.15	0.13	0.10	0.13	0.19	0.22	0		
ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0
1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	0.058	0.075	0.058	0.058	0.058	0.058	0.058	0.058	0.062	—	—	—	0

(注) 水質汚濁に係るダイオキシン類環境基準は、1 pg-TEQ/l以下である。

### 資料6-3-7 地下水質要監視項目測定結果（概況調査）

項目	地点		生石C	田原B	志村J	汐見B	高松B	下戸次F	木田D	畠中F	寒田C	佐賀関K	指針値 超過井戸
	測定回数		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
クロロホルム (mg/l)	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0
1,2-ジクロロプロパン (mg/l)	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0
p-ジクロロベンゼン (mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0
イソキサチオノン (mg/l)	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0
ダーアゾノン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0
フェニトチオノン (mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0
イソブロチオラン (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0
オキシング (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0
クロロタロニル (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0
ブロビサミド (mg/l)	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0
EPN (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0
ジクロルホルム (mg/l)	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0
フェノカルフル (mg/l)	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0
イソブロバンホス (mg/l)	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0
クロルニトロベンジン (mg/l)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
トルエン (mg/l)	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0
キシリソ (mg/l)	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0
フルク酸ジエチルヘキシル (mg/l)	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0
ニッケル (mg/l)	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
モリブデン (mg/l)	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0
アンチモン (mg/l)	<0.002	0.004	<0.002	<0.002	0.003	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0
エビクロロヒトリル (mg/l)	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0
全マグナン (mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	0.13	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0
ウラン (mg/l)	0.0015	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0
PFOS及びPFOA (ng/l)	1.6	9.1	2.5	3.0	3.3	1.8	2.3	—	—	—	—	—	0

資 6－38 地下水質測定結果（継続監視調査）

項目 測定回数	地点	松岡 P	松岡 Q	松岡 R	松岡 S	松岡 T	松岡 U	丸亀 G	佐賀閑 D	廻栖野 A	廻栖野 B	基準値 (指針値) 超過井戸
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
環境 基準 項目	pH	6.8	6.6	6.7	6.7	6.6	6.8	7.1	7.3	6.8	6.6	—
	クロロエチレン (mg/ℓ)	0.0044	0.0005	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	—	—	1
	1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	—	0
	1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.014	0.013	0.011	0.006	0.010	0.012	—	0.033	—	—	0
	トリクロロエチレン (mg/ℓ)	0.003	0.004	0.005	0.005	0.004	0.002	—	0.009	—	—	0
	テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	—	—	—	—	—	—	—	0.23	—	—	1
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	—	—	—	—	—	—	29	—	—	—	1
	ふつ素 (mg/ℓ)	0.15	0.33	0.29	0.15	0.13	0.31	—	—	—	—	0
	タフキン類 (pg-TEQ/ℓ)	—	—	—	—	—	—	—	—	1.5	0.073	1
要監視 項目	PFOS及びPFDA (ng/ℓ)	—	—	510	290	11	20	—	—	—	—	2

資 6－39 土壤汚染対策法施行状況

項 目		件 数
法第3条関係	有害物質使用特定施設廃止に伴う土壤汚染状況調査結果の報告	1
	ただし書の確認申請（調査猶予）	3
法第4条関係	一定規模以上の土地の形質変更届出	72
	特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の調査命令	0
法第5条関係	特定有害物質による汚染により健康被害が生ずるおそれがある土地の調査命令	0
法第6条関係	要措置区域の指定	0
	要措置区域の指定の解除	0
法第11条関係	形質変更時要届出区域の指定	1
	形質変更時要届出区域の指定の解除（一部解除を含む）	1
法第14条関係	要措置区域等の指定の申請	0
法第22条関係	汚染土壤処理業の許可申請	0
法第23条関係	汚染土壤処理業の変更許可申請	0

資料6-40 公共下水道普及状況

(1) 年度別の推移

年度	処理面積 (ha)						処理人口 (人)						人口普及率 %	
	東部	敷戸	植田	中央	大在	南部	計	東部	敷戸	植田	中央	大在	南部	
1985(S60)	346.8	50.7	716.2	383.7	—	—	1,497.4	23,609	5,080	53,597	24,222	—	—	106,508 27.6
1986(S61)	361.4	50.7	716.2	421.8	—	—	1,550.1	24,596	5,049	54,589	26,028	—	—	110,262 28.2
1987(S62)	377.2	50.7	721.7	438.2	—	—	1,587.8	26,502	5,060	55,763	26,981	—	—	114,306 29.0
1988(S63)	393.8	50.7	729.3	456.1	—	—	1,629.9	28,270	5,018	57,399	28,306	—	—	118,993 29.9
1989(H1)	430.6	50.7	783.7	479.4	—	—	1,744.4	30,824	4,749	58,067	31,201	—	—	124,841 31.0
1990(H2)	487.0	50.7	799.1	527.8	38.7	—	1,903.3	33,999	4,324	59,543	34,393	2,115	—	134,374 33.1
1991(H3)	539.7	50.7	807.7	569.9	59.2	—	2,027.2	36,946	4,160	60,903	38,171	2,967	—	143,147 34.9
1992(H4)	598.5	50.7	822.3	600.3	79.1	41.6	2,192.5	40,046	4,033	60,942	39,629	3,786	1,476	149,912 36.2
1993(H5)	648.7	50.7	843.2	636.8	104.1	45.2	2,328.7	44,016	3,901	61,114	42,721	4,645	1,907	158,304 37.9
1994(H6)	723.2	57.0	900.4	704.2	165.4	186.4	2,736.6	46,494	3,835	61,196	44,357	6,225	2,620	164,727 39.2
1995(H7)	798.5	57.0	997.2	762.5	212.0	210.9	3,038.1	50,155	3,847	60,954	46,718	7,917	3,853	173,444 40.9
1996(H8)	858.1	57.0	1,045.3	786.6	261.7	223.3	3,232.0	53,549	3,868	61,056	48,166	9,585	4,795	181,019 42.4
1997(H9)	910.3	57.0	1,051.1	815.1	297.2	233.6	3,364.3	56,740	3,811	61,012	49,791	10,742	5,526	187,622 43.7
1998(H10)	947.0	57.0	1,060.5	836.4	329.2	237.5	3,467.6	59,266	3,840	60,382	51,343	12,400	6,161	193,392 44.8
1999(H11)	971.0	—	1,143.4	864.4	347.7	243.3	3,569.8	61,495	—	64,626	52,727	12,991	7,002	198,841 45.8
2000(H12)	1,026.1	—	1,162.5	908.1	366.9	309.2	3,772.8	64,070	—	64,503	54,719	14,176	7,770	205,238 47.1
2001(H13)	1,059.4	—	1,181.1	945.8	379.3	340.5	3,906.1	65,922	—	66,425	56,789	14,827	8,533	212,496 48.5
2002(H14)	1,089.1	—	1,241.9	993.8	434.7	346.8	4,106.3	68,117	—	66,784	61,527	15,806	9,600	221,834 50.5
2003(H15)	1,115.4	—	1,253.2	1,016.8	460.2	356.5	4,202.2	69,293	—	66,983	62,442	16,755	10,584	226,057 51.3
2004(H16)	1,152.7	—	1,261.8	1,067.7	492.8	396.0	4,370.9	70,653	—	66,692	65,750	17,674	11,262	232,031 50.3
2005(H17)	1,183.0	—	1,272.1	1,112.2	506.0	397.5	4,470.8	71,752	—	66,350	68,562	18,559	11,825	237,048 51.3
2006(H18)	1,208.1	—	1,293.0	1,146.2	601.5	403.9	4,652.7	72,969	—	66,208	71,108	19,779	12,621	242,685 52.3
2007(H19)	1,241.1	—	1,332.5	1,159.4	613.2	405.7	4,751.9	75,049	—	66,928	72,214	20,956	13,826	248,973 53.3
2008(H20)	1,262.3	—	1,354.8	1,205.5	653.8	463.0	4,939.4	75,954	—	67,891	75,860	23,046	19,278	262,029 55.9
2009(H21)	1,298.9	—	1,361.0	1,248.2	665.2	474.4	5,047.6	78,000	—	67,846	79,703	23,712	20,184	269,445 57.3
2010(H22)	1,314.3	—	1,373.0	1,260.0	671.7	484.3	5,103.2	78,583	—	67,939	80,905	24,500	20,398	272,325 57.7
2011(H23)	1,353.2	—	1,375.0	1,285.4	676.6	488.4	5,178.6	80,664	—	67,598	83,077	24,974	20,914	277,227 58.6
2012(H24)	1,374.9	—	1,391.2	1,306.5	683.7	503.2	5,259.5	81,766	—	67,827	85,539	25,451	21,336	281,919 59.1
2013(H25)	1,402.9	—	1,397.9	1,329.2	692.8	507.4	5,330.2	83,328	—	67,762	87,088	25,936	21,982	286,096 59.9
2014(H26)	1,430.5	—	1,399.4	1,356.1	706.4	511.5	5,403.8	85,086	—	67,230	89,401	26,646	22,204	290,567 60.8
2015(H27)	1,461.8	—	1,402.9	1,401.6	717.7	512.6	5,496.6	86,715	—	66,794	92,666	27,156	22,497	295,828 61.9
2016(H28)	1,489.7	—	1,404.7	1,423.9	728.5	513.6	5,560.4	87,798	—	66,295	94,886	27,672	22,726	299,377 62.6
2017(H29)	1,509.0	—	1,421.3	1,446.7	745.7	515.2	5,637.9	88,292	—	65,989	96,021	28,463	22,759	301,524 63.1
2018(H30)	1,510.3	—	1,423.0	1,460.0	756.0	520.8	5,670.1	88,642	—	65,550	97,368	28,801	22,788	303,149 63.4
2019(R1)	1,527.4	—	1,431.2	1,475.9	769.8	534.3	5,738.6	88,211	—	65,013	98,644	29,302	23,073	304,243 63.7
2020(R2)	1,538.4	—	1,434.2	1,504.2	790.2	534.4	5,801.4	88,298	—	64,521	100,190	32,606	23,255	308,870 64.7
2021(R3)	1,565.2	—	1,444.4	1,529.4	830.7	567.4	5,937.1	89,803	—	64,230	102,522	33,033	25,650	315,238 66.2
2022(R4)	1,578.9	—	1,446.8	1,549.4	862.0	575.5	6,012.6	92,489	—	65,166	104,204	35,760	26,436	324,055 68.2
2023(R5)	1,598.6	—	1,448.8	1,571.4	894.4	577.1	6,090.3	93,664	—	64,872	109,608	37,276	26,600	332,020 70.2

(行政人口：2012(平成24)年度から住民基本台帳人口（外国人含む）) (単位：人、%)

## (2)処理区分別の整備状況

[2024(R6)年3月31日現在]

処理区分	処理場		処理面積	処理人口
	能力 <sup>(注1)</sup> (m <sup>3</sup> /日)	流入量 <sup>(注2)</sup> (m <sup>3</sup> /日)	(ha)	(人)
東 部	46,964	39,020	1,598.6	93,664
植 田	45,120	26,750	1,448.8	64,872
中 央	57,468	44,655	1,571.4	109,608
大 在	15,354	14,334	894.4	37,276
南 部	13,938	7,222	577.1	26,600
計	178,844	131,981	6,090.3	332,020

(注1) 能力…設計HRT(水理学的滞留時間)による公称処理能力のこと

(注2) 流入量…晴天時の最大流入量のこと

## 資6-4-1 净化槽設置費補助

(1) 補助対象者	住宅に設置された単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽(10人槽以下)に設置替えをする者(新築は対象外) ※併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅であること																															
(2) 補助対象地域	公共下水道事業計画区域および農業集落排水事業計画区域を除く地域 ※ただし、公共下水道事業計画区域のうち、7年以上公共下水道の整備が見込まれない地域は補助対象地域																															
(3) 補助金額																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">補助金額</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>浄化槽設置工事費</th> <th>既設槽撤去工事費</th> <th>宅内配管工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>819,000円</td> <td>399,000円</td> <td rowspan="3">120,000円</td> <td rowspan="3">300,000円</td> </tr> <tr> <td>6~7人槽</td> <td>876,000円</td> <td>456,000円</td> </tr> <tr> <td>8~10人槽</td> <td>984,000円</td> <td>564,000円</td> </tr> </tbody> </table>					補助金額				計	浄化槽設置工事費	既設槽撤去工事費	宅内配管工事費	5人槽	819,000円	399,000円	120,000円	300,000円	6~7人槽	876,000円	456,000円	8~10人槽	984,000円	564,000円								
	補助金額																															
	計	浄化槽設置工事費	既設槽撤去工事費	宅内配管工事費																												
5人槽	819,000円	399,000円	120,000円	300,000円																												
6~7人槽	876,000円	456,000円																														
8~10人槽	984,000円	564,000円																														
※上記の金額は限度額(汲み取りからの転換については、撤去費の上限は90,000円) (各工事費が上記の額に満たない場合、その工事費の額(千円未満切り捨て)が補助金額)																																
(4) 補助基数実績	<table> <tbody> <tr> <td>1988(S63)年度～2018(H30)年度</td> <td>9,699基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019(R1)年度</td> <td>126基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2020(R2)年度</td> <td>180基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2021(R3)年度</td> <td>175基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2022(R4)年度</td> <td>184基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2023(R5)年度</td> <td>165基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助基数合計</td> <td>10,529基</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				1988(S63)年度～2018(H30)年度	9,699基			2019(R1)年度	126基			2020(R2)年度	180基			2021(R3)年度	175基			2022(R4)年度	184基			2023(R5)年度	165基			補助基数合計	10,529基		
1988(S63)年度～2018(H30)年度	9,699基																															
2019(R1)年度	126基																															
2020(R2)年度	180基																															
2021(R3)年度	175基																															
2022(R4)年度	184基																															
2023(R5)年度	165基																															
補助基数合計	10,529基																															

資料6-4-2 汚水処理人口普及率

(単位:人、%)

年度	行政区域内 人 口	公共下水道 処理人口	農業集落排水 施設処理人口	合併処理 浄化槽処理人口	計	汚水処理人口 普及率
2002(H14)	439,378	221,834	1,501	66,691	290,026	66.0
2003(H15)	440,855	226,057	1,485	70,661	298,203	67.6
2004(H16)	460,849	232,031	1,661	68,643	302,335	65.6
2005(H17)	462,268	237,048	1,729	73,361	312,138	67.5
2006(H18)	464,018	242,685	1,636	75,697	320,018	69.0
2007(H19)	466,886	248,973	1,693	77,390	328,056	70.3
2008(H20)	468,700	262,029	1,708	69,353	333,090	71.1
2009(H21)	470,293	269,445	1,740	70,237	341,422	72.6
2010(H22)	471,752	272,325	1,884	72,439	346,648	73.5
2011(H23)	472,942	277,227	2,052	75,184	354,463	74.9
2012(H24)	476,723	281,919	1,942	78,510	362,371	76.0
2013(H25)	477,640	286,096	1,932	80,354	368,382	77.1
2014(H26)	477,853	290,567	1,899	82,562	375,028	78.5
2015(H27)	478,241	295,828	1,869	82,921	380,618	79.6
2016(H28)	478,491	299,377	1,847	86,082	387,306	80.9
2017(H29)	478,222	301,524	1,823	87,361	390,708	81.7
2018(H30)	477,858	303,149	1,792	88,083	393,024	82.2
2019(R1)	477,393	304,243	1,776	89,041	395,060	82.8
2020(R2)	477,448	308,870	1,748	90,048	400,666	83.9
2021(R3)	476,386	315,238	1,551	90,090	406,879	85.4
2022(R4)	475,163	324,055	1,513	86,605	412,173	86.7
2023(R5)	473,101	332,020	1,490	81,682	415,192	87.8

(注) 行政人口: 2012(H24)年度から住民基本台帳人口(外国人を含む)